

平成19年 9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	31番	原沢久志
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

31番	原沢久志	32番	三宮十五郎
-----	------	-----	-------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書	記	柴 田 寿 文
書	記	岩 田 繁 樹		

7 . 議 事 日 程

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日 程 第 2	一 般 質 問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、原沢久志議員と三宮十五郎議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢でございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

私は、今回3件の問題につきまして質問を提出しておりますが、一つずつ一問一答形式でお願いをしていきたいと思っております。

まず、第1問目の1件目は、桜小学校のマンモス化の解消についてでございます。

このマンモス化解消に向けて第2回の学校整備検討協議会が開催されたと聞いておりますが、今回はどのような提案をされたのか。また、委員の意見はどのような内容であったのか。そして、協議会の取りまとめというのはどのようになされたのか、その点についてまず御報告をいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 原沢議員にお答えいたします。

桜小学校のマンモス化解消についてでございますが、7月24日、学校整備検討協議会が開かれました。そこでは新しく第3案が示されまして、三百島地域を白鳥小学校区へ変更するという案が提出されました。これは第3案でございます。5月8日の第1回目の会議のときには、平島地区を十四山西部小学校区に変更するという案が一つ、それから桜小学校の分校をつくるというのが第2案でございましたので、その上に一つ加わったということでございます。

それから、委員さんからどのような質問があったのかということでございますが、かいつまんで申し上げますと、学区変更について大人は非常に難しいように考えているけれども、子供たちはすぐ溶け込んで、もし十四山地区に編入された場合でも、子供たちはすぐ慣れて、いい学校生活が送れるよといった案。それから、平島が東西に分かれるのは大変であ

るというような御意見もございました。それから、これは桜小学校を指しておるわけですが、児童数の多い学校と少ない学校が隣接していれば、学区変更はやむを得ないのではないかと、いったこともありました。それからさらには、子供たちはバランスよくやっていただきたい。バランスというのは人数ですね。そういったようなこと。それに加えて、その御家庭の話だと思んですが、友達がふえていいね。部活動もふえるのかなあと喜んでいたりといったようなこととございます。これは、特に十四山中学校なんかでは生徒数が少ないために部活の数が少ないといったような問題が非常に深刻になっているといったようなことを受けて、学校側やら保護者の方々の率直な御意見であったと思います。私どもとしましては、一日も早く子供たちにゆったりとした環境の中で勉強をさせてあげたい。そして最後に、地域に帰って協議していただきたいということをお願いしたのであります。

今回は、10月10日に検討協議会を予定しておりまして、こういった中で皆さん方の御意見をいただきたいということで終わりました。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 今の教育長からの説明ですと、その協議会の中で出された意見がこれこれありましたよという意見でございました。

それで、最初に教育長の方から説明がありました、5月8日に開かれた第1回のときの提案と、それから7月24日、第2回目の学校整備検討協議会が行われたときの提案の内容は、内容的によく見ますと、少し違ってきている内容が提案されているというふうに感じております。どういうことかといいますと、最初、5月8日の第1案では、東平島の地域の方たちを西部小の方に編入していただくということでございますが、これに加えて第2回目の提案では、そういうふうになっても、いずれ第2桜小学校が必要になるだろうということで、第1案の場合であっても、この建設予算は10億円ほどですが、いずれにしても学校整備基金を積み立てて、近い将来、第2桜小の建設を計画していく必要があるというのを追加して、この第2回目には提案されております。ですから、第1回目るときとは違っているなあとということと、それから第3案という形で三百島の方を白鳥学区の方に編入する案が新たに提案されたということで、第1回目の学校整備検討協議会の協議事項と第2回目の協議事項では内容が変わって提案がされていると。

そして、こういった協議内容について、地域に帰って協議をしていただきたいということですが、私がいろいろと地域の方たちの声を聞いておりますと、そういった声が代表者の方のところにとまっておりまして、きょうはたくさんお母さんたちが見えておりますけれども、そういった保護者の方にお話が伝わっていないなあとということ、いろいろと聞く中で感じております。十四山の中でも、ある御婦人の、子供を持つ親の意見として、勝手に言わないでほしいと。私たちの声を聞いて、その声をそういった協議会の場で発言してほしい。ぜひ

私たちの声を聞いてほしい、こういう声が寄せられております。そして、何よりも具体的な内容でそういった関係者に知らされていないというところが問題ではないかと思えます。

それで、私は、この桜小学校のマンモス化の解消ということにつきましては、一日も早い解決を関係者のほとんどの方が願っていると見ておりますし、私たちもそのように考えております。しかし、事を進めるに当たっては、関係する地域住民や児童の父母等の理解と納得を得て行うことは当然の前提条件であります。学校区の変更問題は、学校教育だけでなく、地域に及ぼす影響が非常に大きい問題であります。情報を公開し、保護者や住民の話し合いを深め、理解と協力のもとで決めていくということが重要ではないでしょうか。服部市長が誕生し、初の3月議会の中で所信表明を行っておりますが、この中で情報公開と市民参加という項目を設けまして、「市政の情報を積極的に市民の皆様へ公開し、常に創意と工夫を凝らしながら、市民の皆様へ気軽に市政に御参加をいただくことができるよう、行政のかじ取りをしていこうと考えております」、このように所信表明の中で述べられております。

そこで、お尋ねいたします。この観点から見ますと、これまでの学校整備検討協議会委員の構成では不十分だと思います。例えば西部小学校区には八つの自治会がございまして、学校整備検討協議会委員には二つの自治会の会長しか参加しておりません。また、平島地区を見ても、東西平島を代表する住民代表、区長さんは参加しておられるわけですが、ここにおるPTAの代表というのは決まっていけないものですから、こういった肝心の保護者の方が参加できておりません。桜小学校の代表は桜小学校のPTA会長一人という関係から、参加されておられません。関係する地域住民や児童の保護者等の理解と納得を得て行う協議会になっていないのではないかとこのように感じます。そこで、こういった構成内容につきまして見直しが必要だと考えますが、この点についてどう感じておられるでしょうか。

同時に、先ほど教育長の方から中学校の問題が出されました。十四山中学校では部活で大変人数が少なく、苦勞しているというような話がございましたが、中学校の規模のことを問題にするというなら、やはりそこに関係する人の理解と納得がまた求められます。こうした観点から、こういった中学校の父兄の皆さんや関係する地域の方たちの代表を呼ぶ。そして、そういった声を下の方に伝えるというシステムが本当に必要だと感じますが、まずこの委員の構成についてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの原沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

大変貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます。桜小学校のマンモス化の問題につきましては、過去から継続審議をされている案件でございますし、この桜小学校の問題につきましては、もう児童も1,000人を超えてしまって待たなしという中で、こ

の児童に対してどう考えていかなきゃいかんかということ、今さまざまな観点から皆さんの意見もいただきながら考えておるわけでございます。そういった中におきまして、5月8日、7月24日、学校整備検討協議会というものを皆さんと御一緒に考えさせていただいておるわけでございます。

原沢議員の御指摘のように、第1回目と第2回目では内容が異なるのではないかとということでございますが、協議会ですから、そういうふうな形の中で発展的に議論されるのが私は常だと思っておりますので、逆にそういうことがまたありがたいというふうに思うわけでございます。そうした中で、来月の10日に第3回目の学校整備検討協議会というものを実施させていただくわけでございますが、またいろんな課題を持ち寄って集まっていただくという形で考えております。各代表の方に発展的な、建設的な意見をその会議の場で発表していただきたいというふうに思うわけでございます。そういった中で、いろんな意見を集約しながら、一日も早く子供たちにゆったりとした教育環境というものを整備していかなきゃいかんということをおもうわけでございます。そういった中で皆さんから御意見をいただいて、私もまた議員の皆さんの方にその協議会の意見を御提案申し上げていきたいというふうで、とにかく早いところ一つの方向性をしっかりと決めていきたいというのが現状でございます。今の段階では何も決まっておりません。そういった中で、さまざまな意見を皆さんの方からお聞きしている、知恵をかしていただいているということでございます。私のそういう行政に対する基本的な考え方はいささかも変わることはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

また、保護者の代表という形ではPTAの代表にも参加していただいております。あるいは、区長さんという立場の方にも参加していただいております。そういった中で協議会というものを進めさせていただいておりますので、保護者の方も、どうかそういう方を中心に御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、10月10日の協議会に対してさらなる発展を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 今の市長の発言の中で、協議会を開催するたびにいろいろな意見が出され、前向きに前進していくことはいいことだということで、私も発展することについてはぜひ進めるべき内容だと思います。

そこで、発展的に協議会を進めていくのはいいことなんですが、一つ市長にお尋ねいたしますが、市長は3月議会の平成19年度当初予算の中でこの学校整備検討協議会の予算を提案されました。21万円ほどの提案でございます。当初の予定では費用弁償として2回、21人の方に支払うということで42人分が計上されておりました。そして、今回もう既に2回が終わっておりますが、この内容につきましては、地域代表が10人、PTA代表4人ということで、

全体的には14人の方が費用弁償をいただくという形になるかと思いますので、これを3回いたしますとちょうど42人分ということで、当初予算で言いますと、あと10月10日、第3回目を行いますと予算的な措置が切れるわけですが、こういった協議会につきましてはどのように考えておられるのか。私は前回の議会でも、こういった学校の統廃合の問題につきましては、合併問題と同じように、将来的に10年、20年という長期にわたって校区を規制いたします。きょう決めたやつをあした翻すというような簡単な内容ではありません。ですから、合併協議会のように真剣にそういった問題について議論をし、本当に地域住民、保護者の理解と納得を得て進めていただきたいということを申し上げておきましたけれども、そういった点で、今後のスケジュール等につきましては、どのような内容をもってこの学校整備検討協議会の結論を出そうとしているのか。桜小学校のマンモス化の解消ということについてどのような対応をとろうとしているのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員にお答え申し上げます。

学校整備検討協議会という形で過去2回やっておるわけですが、今度、10月10日で3回目でございます。それぞれの、先ほどもお話をさせていただきましたように、発展的な意見をいただいております。そういった中で、いずれ集約していかなきゃいかんということ、方向性を見出していくということについては決意を持っておるわけですが、いつまでもただらとやっているということではございませんので、御理解を賜りたい。

また、予算につきましては大変重要な問題でございますので、この問題について2回、3回と協議を重ねることはやむを得ないというふうに思っておりますので、そのことも御理解賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 残念ながら予算があと1回でなくなるという中で、スケジュール的にあと1回やって終わりという考え方ならそういうことでお聞きするわけですが、私は、やはりこんな不十分な、地域の住民の方たちが全く知らない、関係者しか知らないというような状態で決定していくということは問題をこれから引きずることになると思いますので、やはりそういうことのないように十分な検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それで、もう一度、できたら今後の検討協議会については、どのぐらいのスパンで、当初市長が答えておりましたが、この桜小学校のマンモス化の解消については来年の3月までに結論を出したいと。私も本当に桜小学校はマンモス化の状態にあると思いますので、そのことについては同感するわけですが、そういう、ことしじゅうに決めたいということがありますので、スケジュールについてももう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、もう1点追加してお聞きいたしますが、議事録の作成についてでございますが、今、2回の学校整備検討協議会が開かれましたが、これは、先ほど私言いましたように、3月議会の市長の所信表明の中で情報公開、市民参加ということをやっておりますが、こういう内容からして、もちろん議会は、そういう点でこういった本会議での発言、委員会での発言は公開されるわけですが、学校整備検討協議会の内容についても住民に公開できる内容で進めていただきたいと思います。テープなどはちゃんと議事録が作成されているのかどうか、その点について事務局の方にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今、原沢議員からの御質問でございますが、記録はどうしたのかということでございますが、1回目は要点筆記であります。それから、2回目からは声を録音してございます。

それから、先ほどちょっと費用の点が云々ということをおっしゃられましたが、まだもう1回分は十分ありますし、続いて補正をお願いするとか、いろいろなことで、決して2回で終わりとかいうようなことではございません。

それから、皆さん方、市民の方の御意見、あるいはお知恵を拝見する機会もいろいろと整備検討委員会が進む間に設けていきまして、いろいろお知恵なんかもたくさんいただきたい、御意見もいただきたいというように考えてございますので、そういった開かれた整備検討委員会という方向で進めてまいりますので、御理解のほど、よろしく願います。

〔「公開」の声あり〕

公開については、内部でよく相談をいたしまして、私個人でどうこうということは申し上げられませんので、その点よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） それから、第2回目の三百島地区の問題が第3案という形で出されましたけれども、私、三百島地区に住む児童を持つ保護者の方に御意見を伺いました。こういう三百島を白鳥学区の方に学区編入するという第3案というものが出されましたけれども、お母さんたちは何かそういった意見を出されたんですかと。そういう要望をしたんですかというふうな声を聞いてみました。そうしますと、だれもそんなことは要望しておりませんよと、こういう答えです。そして、合併の前に、一部北中がすぐ近くに見えるもんですから、すぐ近くに行けるから私は合併の方がいいわという方があったんです。そして、今回はどういふふうに見ておるのかなあと。そういうふうで白鳥に行けば北中に行けるもんですから、そういう方がいいのかなあと。その方に再度今回聞いてみました。そうしましたら、子供さんが1年生のときからそちらに通うのならわかりますけれども、途中からでは私は絶対反対と、こういう言い方をされました。そういう点で、この三百島地区については第3案

という形で出されましたけれども、こういった要望はどこから聞いて第3案というような提案になったのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

これは、いろいろな方から、第2案だけではなくて、まだほかにはないのかとおっしゃるので、こういうものを出させていただきました。

それから、先ほど議員から中学校へのいろいろなことはないというようにおっしゃられましたが、その地域ではないのかもわかりませんが、例えば桜小学校の方も、中学校が新しくできるけれども、北中の方へは行けないのかといったような御質問もいろいろふくそうしてございます。全然そういう意見がないことはないのではないかと思います。そういった意見もいろいろございますが、まずはこの桜小学校の件を何があっても早く解決したいというようなことで、そういったものは小学校の問題の後と考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 私は、どこから要望を聞いて、だれが出したのかということを質問したんです。それを教えてください。

それから次の問題として、平島地区の人から、平島地区を東西に分割されるのは反対だと。弥生小学校区のマンモス化解消のときには弥生台などの分割がされ、桜小学校区に編入されたといった過去があると。そういうことで地域コミュニティが壊されてしまったと。そういう二の舞は嫌だというような声を平島地区の昔からの方からは聞きます。そういう点で、学校区の見直し、変更について、旧弥富町ではその経験もいろいろあると思いますが、そういった反省や経験というものを生かしてほしいというふうに思いますが、そういった問題につきましてはどのように総括されているのか、あわせてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

いろいろ整備検討協議会の中でもそういった話が出てまいりました。しかし、考え方の一つとしては、弥生小学校の分離のときにもそういったようなことがあり、二つに分かれてもコミュニティの中の活動は一つにして、学校だけ別々のところへ行っているよというようなお話もございましたので、今回のことにつきましても、コミュニティと学校の校区をちょっと変えていただくということは別の話でも進められるんじゃないかというような考え方を持っております。しかし、これは絶対に譲れないとおっしゃる方もいらっしゃるかも知れません。そういったようなことをいろいろ拝聴しながら、今後考えていきたいと思っております。

〔「三百島」の声あり〕

これもいろいろ聞こえてまいりましたが、議員の先生の中からも一部お伺いしましたし、どなただったか忘れましたが、そういったような問題もあれしましたし、北中の校区やら、いろんなところからそんなような問題が聞こえてきたように思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 関連答弁をさせていただきます。

先ほどからの一連の桜小学校の問題につきましてでございますけれども、原沢議員の、保護者、住民の意思が反映されていないのではないかという形でございますけれども、地域の区長さんにも御参加いただいておりますのでございます。特に平島の御担当の区長さんからは私どもの方に要請がございまして、地区の方でそういった懇談会を開いてくれということがございました。そうした形の中で、住民の皆さんの意見も十分私どもとしては把握しているつもりでございます。今回、十四山地区で少しそういったような問題がございますので、私どもといたしましては、十四山西部地区における保護者の皆様、住民の皆様と懇談会をしたいというふうに思っておりますので、近いうちにそういうスケジュールを作成させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 教育長に一言言っておきたいと思うんですが、この三百島地区の問題につきまして北中の校区から聞こえてきたというような言い方がありましたけれども、北中の校区というのは十四山は入っていないんですよ。ですから、そんなよその話を三百島の方に持ってこられたら大変な迷惑でございます。そういう発言のないように今後よく注意していただきたいと思っております。

それで、今市長の方から、いろいろと住民の声を真摯に聞きたいということで、懇談会の用意は今持っておるんですよということを聞き、少し安心をいたしました。先ほども申しましたけれども、西部小学校区でも八つの自治会があるんです。ですから、そういった八つの自治会で懇談会を持つとか、あるいはPTAのところでも持つ。そして、平島地区でも東平島・西平島ということでPTAが今後分かれるようになるわけですね。だから、そういうところでもそういった懇談会を行うと。やはり関係者の皆さんに正確な情報を提供し、そして意見を聞いていろいろな方向を決めていくということが今求められていると思います。ぜひそういう点で懇談会の位置づけをしていただきたいと思います。懇談会については一応いつごろ、どのぐらいの規模で計画していただけるのか、その点について再度答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 今、私自身の判断のもとで答弁をさせていただいておりますので、こ

れから関係部署と詰めましてお答えを申し上げていきたいというふうに思っていますので、いましばらくの御猶予をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） それからもう1点、市長にちょっと確認しておきたいと思うんですが、市長は、情報公開と市民参加で風通しのよい行政にしていきたいということを言われていたと思います。そういう点で、やはりこういった学校整備検討協議会というのは内容が非常に重い協議会ですよね。協議会といっても、何でもそうですけれども、下から上までであるということですが、こういった学校を変えるというのは、合併と同じように、先ほども言いましたけれども、10年、30年、50年を規制する大事な問題なんです、地域の生活にとって。そういう点で、やはりこういった問題については議事録が公開されるというような内容に、これからの分でもよろしいですので、ぜひ改善を図っていただきたいというふうに思いますが、その点について市長の見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

原沢議員の貴重な御意見をいただきまして、その情報公開については今後努めるようにしたいと思いますので、いろんな手段等を通じて公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

それで、今回は懇談会も開催していただけるという方向が見えてきましたので、私は、この学区の問題を進めていくに当たっては、そういった懇談会を行った後でも、十分に市民の皆さん、関係者の皆さんにどういう内容でやろうとしているのかということの説明した後に、アンケート等で住民の意向調査というものを図って進めていただきたいというふうに思いますが、懇談会の後にそういったアンケートなどを行うことについてはいかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 懇談会の内容につきましては今後のスケジュールの中で確認をしていきますので、いましばらくこの御返答はお待ちいただきたいというふうに思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） そうしましたら、私のこの桜小学校のマンモス化解消については、これで質問を終わります。

次に、2件目の国民年金保険料滞納者に短期保険証を発行しないようにということで、聞いている方はちょっとわかりにくいかと思いますが、さきの166国会で6月30日、日本年金機構及び国民年金事業等の運営費の改善のための国民年金法の一部を改正する法律と

ということで、一般的には社会保険庁改革関連法というような言われ方をしておりますが、これが成立いたしました。この中で、国民年金の保険料の滞納者に対して、各市町村は来年4月から罰則として国民健康保険証を交付せず、短期保険証に切りかえることや、短期保険証の後に資格証明書の発行ができるようになりました。このため、今、市民からは、国民年金と国保は別の制度ではないか。一緒にするのはおかしい。国民健康保険証の取り上げはやめていただきたいなどの声が私どもに寄せられております。こういうことがさきの国会で行われましたが、国はこの問題について具体的にどのような指導をされてきているのか、お伺いをいたします。

そして、この問題は地方自治体の権限で、自主的判断で決められる問題だと考えます。保険証の取り上げは命にかかわる大問題でもあり、ぜひ地方自治体の自主権を発揮していただきたいというふうに考えますが、弥富市ではどのように対応を考えておられるのか、この点についての答弁を求めます。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、原沢議員の御質問にお答えいたします。

法律の改正によりまして、国民年金保険料を滞納している方の国民健康保険証を短期被保険者証に変えることができる規定ができました。今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、国民健康保険短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方へ免除措置や、未納者の方への自主的な納付の働きかけを行うものでありまして、市町村が住民に対して年金の受給権を確保するということができるものであります。

国の指導については、8月に行われました県の課長会におきましても、特に強い指導を受けているという感覚はありません。ただ、今回実施する市町村に対しては、国から未納者への保険料の受領を可能とする。それから、住民の未納情報の提供。それから、住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置。それからもう一つ、交付金による財政上の措置というような手当てが条件整備としてされる予定になっております。

当市の対応といたしましては、年金未納者に対する国民健康保険の短期被保険者証の交付につきましては、年金制度の諸問題が現在取りざたされておりますが、これも他市の状況を勘案していく必要もありますけれども、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） この弥富市といたしましては、そういった短期証の発行というようなことは考えていないということでございますので安心いたしました。自主権で決められる内容でございますので、市民の暮らし、健康を守るという立場で対応をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

次に、3件目でございます。多重債務者対策をということでございます。

きょうの中日新聞の尾張版を見ておりましたら、多重債務の相談窓口、一宮市では11月にも受け付け開始の記事が載っておりました。政府の多重債務者対策本部は、相談体制の強化のため、全国の市町村に相談窓口、都道府県に対策協議会、または対策本部の設置を求めています。愛知県では協議会の第1回会合が開催されたと報じられておりました。多重債務者は業者への支払いをまず優先する。このために、多くが市民税や国保税、保育料や給食費などを滞納している。これらの徴収を担当する窓口では、こうした人は滞納者として扱われます。こうした滞納の背後に借金があるケースは相当あると見られております。自治体職員が意識を持てば、この種の多重債務者の掘り起こしにかなりの力を発揮できると思われれます。多重債務者は全国で200万人以上もおり、相談は今後一段とふえる見通しであり、自治体の対策強化が欠かせないと言われてきております。

そこで、お尋ねいたします。愛知県の取り組みや指導はどのようになっているのか。また、弥富市としての対応はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 深刻化する多重債務者問題を総合的に解決するため、多重債務者問題改善プログラムが政府の多重債務者対策本部において決定され、今後、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくことになったことは議員の御指摘のとおりでございます。また、このプログラムでは、住民から最も身近な消費者行政の担い手であるとの観点から、地方自治体に対して、地方自治体内の連携、市町村における相談窓口における対応の充実、都道府県における市町村の補完や関係団体のネットワークづくりなどの取り組み、相談窓口の周知などが要請されております。愛知県では、このプログラムに沿い多重債務者対策に取り組むとのことで、5月には県下各市町村に協力の依頼、8月には市町村や愛知県弁護士会や司法書士会を初めとする専門機関を交えた会議が開催されました。この会議で、愛知県からは市町村の支援策が示されました。また、各自治体の相談窓口で活用するよう、金融庁作成の多重債務者マニュアルが配付されるとともに、各市町村及び各専門機関における取り組みが紹介されております。弥富市としましても、このマニュアルを活用し、丁寧に事情を聞くとともに、関係機関と連携し、法律専門家へ適切に引き継ぎをしたいと思っております。また、多重債務者の掘り起こしと、多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まることのないように、市役所内の関係部署との連携を図ってまいりたいと思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 弥富市でもマニュアルを活用し、そういった方向に沿って今後相談に当たっていくということですが、現在の弥富市の消費生活相談活動というのはどのような対応になっているのか。また、こういった多重債務の問題などについては実際どんな状況だ

ったのか、現在の状況についてまずお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 現在の状況のお尋ねでございます。

議員おっしゃったように、多重債務者問題も含んで消費生活問題をどう取り扱っておるかということでございますが、消費者問題、多重者問題、いずれも相当な知識が要するというふうに考えております。そういう意味合いで、現在のところは私どもにおきましては県の県民生活プラザへ御案内をしておるのが実態でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 現在、金融庁を挙げて、国はこの多重債務問題について本腰を入れて取り組んでいただきたいということを強く打ち出しているわけでありまして。なぜそのようなものを打ち出しているかといいますと、クレジットやサラ金の利用者は現在増加の一途をたどっております。貸金業会の信用情報機関、全国信用情報センター連合会が2006年5月に実施した調査によりますと、サラ金の利用者は1,400万人弱、そのうち約268万人が3ヵ月以上返済が滞っている。また、5社以上のサラ金から借り入れている人が約230万人いると。これらの人の大部分が、高利の借金の返済のために新たな借り入れをする自転車操業状態に陥った多重債務者と見られています。サラ金利用者の6人に1人が多重債務状態にある計算であります。

多重債務者を続発させる温床として批判されてきたのが、利息制限法の上限金利。元本額により、15%から20%を超えるグレーゾーン、灰色金利でございます。同法の上限を超えても、出資法の上限金利29.2%を超えなければ刑事罰に問われないことをいいことに、サラ金業者の多くは出資法の上限ぎりぎりの金利で営業を続けてまいりました。2006年末、長年の課題であったこの灰色金利撤廃を盛り込んだ改正貸金業法が全会一致で可決成立いたしました。全面的に施行されるのは3年後、2009年の見込みであります。改正貸金業法が成立する際、国会は衆・参の金融委員会で、政府は各地方自治体に対し、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう要請を行うということで、衆議院・参議院でそれぞれ附帯決議がされております。こういう内容を受けて、先ほど言われたプログラム、マニュアルがつくられてきているわけでありまして。

そして、いろいろな先進地の例をとってみますと、先ほど担当課長が、そういった多重債務の方については県の県民プラザの方を紹介しておりますということで、安易にあちらに行ってくださいというような対応で終わっていると。それでは多重債務を本当に解決する役割にならないと。地方自治体の職員の人たちには、もっと親身になって、本当にそういった生活を改善させる、そういう役割を担っていただきたいというのが今回の内容でございます。ですから、鹿児島県奄美市の内容や、あるいは滋賀県野洲市の先進地の例などがありますが、

ひとつそういったことも踏まえて、これからの対応していただきたいと思います。そして、最初に申しあげました一宮市でも、そういった専門の窓口を11月から開始するというところでございますが、やはりこの弥富市におきましても、そういった親身な対応をぜひ一日も早くしていただきたいと思いますが、その点について、ちょっと市長の方に今後の検討についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員の御質問にお答えいたします。

多重債務者が大変お困りなっているという現状でございますけれども、私は、原因と結果の上に債権・債務が発生しているという事実に対して、行政がどこまで立ち入った形が入っていったらいいかということに対しては、いろんな御意見もあろうかというふうに思っております。しかし、先ほどの商工労政課長の答弁じゃございませんけれども、どこにも相談できないまま生活に行き詰まりを感じるということについては、行政としても手を差し伸べていかなきゃいかんというふうには思うわけでございます。

それから2点目の方におきましては、先ほど労政課長の方からも答弁ございましたけど、国とか県からの協力要請が非常に今進められております。そういった形においても、市においては一步前へ進まなきゃいかんかなあというような決意をしておるところでございます。

また3点目におきましては、いわゆる私どもの自治体との滞納の問題でございます。ことしの8月末現在の滞納状況を考えますと、市民税、あるいは固定資産税が、大変残念な結果ですけれども、対前年比からしますと1.5%強ふえているというような状況でございます。このことにつきましては、行政と直接的なかわりがあるということに対して、行政としてもこの辺のところにはしっかりとシビアな考え方を持っていかなきゃならないというようなことも考えるわけでございます。そういうような観点から、私ども弥富市といたしましても、来年の春をめどに具体的な相談窓口、あるいはベテラン担当職員というような形の中で、関係機関との協力体制を組みながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

それで、滞納の額はことしも1.5%ふえてきているということで、金額的には相当な額になるわけです。それで、こういった多重債務者が長期にわたって灰色金利を払ってきた場合、過払い金というのはどういうふうになっているのかということで少し申し上げますと、この過払い金の返還請求ができる場合もかなり多いということで、通常、サラ金業者と6年半ほど取引が続けば、利息制限法に引き直して計算をすれば払い過ぎが発生されると見込まれております。本来なら返済済みの借金を払い続けていたこととなります。自分は債務者だとい

うふうに思い込み、返済資金の工面に苦しんでいた人が、引き直して計算をした結果、数百万単位の過払い金が出たと。そういったお金の返還を受けて滞納に振り向けることができたというような経験が全国から寄せられております。そういう意味で、この弥富市におきましても、窓口におきましては各担当課とも連携をとりまして、こういった多重債務からの相談に親身になって対応していただきたいというふうに思いますが、その点について最後に一言だけ課長からお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 十分留意してやらせていただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） ここで11時10分まで休憩いたします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に高橋和夫議員、お願いいたします。

20番（高橋和夫君） 通告に従いまして、弥富市の道路建設計画の実施状況について御質問申し上げます。簡単明瞭に質問をさせていただきますので、回答については詳しく、よろしくお願い申し上げます。

道路の新設・改良等の道路行政は、市民生活の安心・安全・安定・利便性のために大変重要な課題であります。都市計画道路日光大橋西線、県道弥富・名古屋線、国道155号線の延長南伸計画、市道中央幹線道路拡幅整備、大きく言えば国レベルでの東海北陸自動車道の一宮からの延長南伸計画、国道1号線の道路拡幅計画など、いろいろたくさんの道路計画があります。特に弥富市の中心市街地の道路状況は、JR線、近鉄線に南北の道路が分断される中、国道155号線の橋上化による1号線への接続で幾分緩和されましたが、まだ不十分な状況は、中心市街地の狭い道路を北から南に通る車の混雑状況を見ても明らかであります。そこで、市長にお尋ねしたいのは、これらの道路建設計画の進捗状況などをお教えください。よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員にお答えを申し上げます。

その前に、いろんな生活環境整備があるわけでございます。私どもとしては、防災、下水の問題、あるいは御質問の道路整備があるわけでございますが、こういった状況の中で、このところ道路整備が非常におくれていて強く感じるわけでございます。そういった中では、国レベル、あるいは県レベルのさまざまな陳情をお願いしてあるわけでございますが、

つい昨今も道路整備の促進と道路整備財源の確保という中で、議会の皆様にもその陳情に対してはお願いをしているわけでございます。そういったよう状況の中で、御質問の道路に関しまして一つ一つ丁寧にお答えをさせていただきます。

都市計画道路日光大橋西線につきましては、街路事業、土地区画整理事業により整備が図られており、区画整理事業区間730メートルは平成20年度に完了の予定と聞いております。県の事業区間870メートルのうち、今年度は区画整理地区以西約140メートル区間の道路改良工事、並びに第3環状線以西約450メートル区間の用地買収の進捗を図るため、関係する地権者等との調整を積極的に図っていくと聞いております。よろしく御理解賜りたいと思えます。

また、県道弥富・名古屋線につきましてはでございますけれども、今年度に又八地区の水路工事に着手の予定で、楽平地区については、圃場整備の進捗状況を踏まえ、事業化を検討すると聞いております。

また、国道155号線の南進につきましては、鯛浦町地区（国道1号線以南の約400メートル区間）及び鍋田町地区（伊勢湾岸道路以北約1キロメートル区間）におきまして道路改良工事に着手していただいております。この広範の中において、国道155号の南進計画については進んでいくということでございます。

続きまして市道中央幹線でございますが、日の出橋から伊勢湾岸道路まで延長約7キロメートルのうち、日の出橋から寛延工区までの約2.8キロメートルにつきましては用地買収が完了いたしましたので、流域下水工事完了を待ち、平成20年度には工事完了を予定しております。

また、大型交通の多い国道23号線から伊勢湾岸道路までの約2.7キロメートル区間につきましては、県道整備との整合を図り、今年度より事業着手し、残区間の約1.5キロメートルにつきましては、事業区間の進捗状況を見ながら着手していきたいと考えております。

また、関連いたします市道穂波通線は、日の出橋から1号線までの道路区間でございますが、用地買収等をことしから積極的にやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次いで、東海北陸自動車道の南伸計画でございますが、毎年、本同盟会におきまして、地元選出の国会議員、また先ほどは冬柴国土交通大臣に直接陳情を行っております。

最後に、国道1号の拡幅工事でございますが、名古屋方面から西側へ順次整備の予定をしております。弥富市地内の工事着手のスケジュールにつきましては、大変残念なことでございますが、現在のところ未定でございます。

また、道路整備は豊かな生活と活力のある社会の実現のために欠くことのできない事業で、まちづくりの骨格でございますので、早期に整備されるよう引き続き努力してまいりたいと

思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

20番（高橋和夫君） ただいま市長より御答弁がございましたが、弥富市の10年及び20年先を見た場合、第1次総合計画がまちづくり委員会等で検討・審議されている現在、その根幹としての道路行政の重要性は明らかであります。今後、市長・市議会が一体となり、国・県に働きかけていくこともまた肝要です。どうか市民生活の安心・安全・安定と利便性の追及を目指して今後も努力されることをお願い申し上げまして、簡単ではございますが一般質問にかえさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 次に山本芳照議員、お願いします。

6番（山本芳照君） 通告に従い、私は2件の一般質問をさせていただきます。

初めに、用排水路の水門及び排水機の維持管理についてお尋ねをしたいと思います。

弥富市では、市民の皆様が安全で安心して生活を営んでいただくため、いろいろな施策に取り組んでいます。特に公共下水道については、県が整備する日光川下流1号幹線流域下水道工事が平成22年供用開始に向けて急ピッチで進められているところであります。このような工事が完成すれば、河川・水路の水質改善、市街地の浸水解消が図られ、市の健全な発展と快適な生活環境の確保ができると思っています。現在、私が住んでいます佐古木地区では、農業用水路を使用して家庭用の雑排水を流しています。この用水路は、水田に水を取り入れるために、水門を閉め、水路の水を満水状態にし、水田に水を入れるという方法をとっています。そのため、用水路の水が満水状態の期間の5月からおおむね9月末に大雨が降れば、道路の冠水が一部の地区で発生をいたします。そのため、このような道路の冠水を防ぐため、地区の担当役員の方が天気予報の情報等を把握しながら水門の開閉を行ったり、排水機を稼働させて水路の水の調整を行っているところであります。地区には2カ所の排水施設がありまして、水は市江川と宝川に放流されています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

今現在、この地区で使用しています水門及び排水機が老朽劣化し、修繕を施さなければならなくなったときに、かなり高額の修繕費用がかかるというふうに聞いています。800万から1,000万ぐらいかかるのではないかと、この水門を製作した業者に聞いてみると今の担当者が申しおりました。そこで、弥富の土地改良区整備事業補助金交付要綱によりますと、第2条3項の別表、排水路築造に関する費用（既設排水路の部分改修を含む）の95%以内を補助するとありますが、この制度につきまして佐古木地区で適用されるのか。適用されるならば、当然市から修繕費用の援助を受けられるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 山本議員のお尋ねでございますけれども、佐古木地区におきまして

の市街化ということでございますが、こういった市街化区域での農業との共存ということに対してのお話でございます。

今いろいろお話をいただきました。この排水施設につきましては、現在、日常管理していただくということにつきまして、それぞれ地元で行っていただいております。この用排水路、農業については用水路ということでございまして、地域で生活していらっしゃる方からしてみると排水といった、そういった用水・排水の両方を一つの水路の中で保たなきゃならないということでございます。したがって、特に農業関係からいいますと、5月から9月ごろまで特に水が必要となるわけでございます、稲作には。そういったことにつきまして、この水門を閉めなきゃならない。そして、水を確保しなきゃならないということでございます。この地域に住んでいらっしゃる方からしてみれば、そういった状態の中で、最近、地球温暖化の影響が、非常にいつとき雨が多いわけでございまして、そういったいつとき雨につきまして、同じ用水路・排水路が兼ねて利用されているということから、非常に厳しい状況にあるということでございます。特に御当地については非常に低い地帯が含まれておりまして、そういった面からいろいろ御意見が出されているわけでございます。

その中で今御指摘の件につきましてですが、市街化区域になっているという中で、農業に対する改善と申しますが、農業に対する対応が、国も県も農業を軸とした形での対応がとれないということになっておるわけでございます。したがって、初めに申し上げましたように、排水、またポンプにつきましては、それは関連のポンプでございますけれども、地元で管理していただいておりますというような状況であるわけでございます。私どもも、それぞれ地域でいろいろ御苦労いただいていることを、区長さんを含め、いろいろお聞きしておりますが、今後こういう市街化区域の中での問題ということで、矛盾しているといいますが、制度上なかなか難しい問題がありますので、そういったことの中で今後検討しなきゃならないと思うわけでございますが、今申し上げましたように、今の状況下の中でいろいろ私どもも手を差し伸べることが非常に難しい状況にあるということでございます。今後、いろいろ地元の方と議論を含めて進めてまいらなければならないと思っておりますが、よろしく願いがしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今のお答えですと、そういった修繕費については市の方から援助を受けられないという理解でいいでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 今の用水・排水という問題でございますが、あくまで排水ということにつきましては、市民の皆さん方が住んでいらっしゃるという中での排水でございますので、そのところと今の用水との関連といったことの位置づけをどう進めていくかというこ

ともなるわけですが、そういったことを含めていろいろ議論をさせていただくということでございまして、今この場でお答えさせていただくということはなかなか難しい問題でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） お金の絡む話はなかなかここで即答できないこともわからないでもないわけではありますが、そういったことで、市民の皆さんが用水路であるけど排水を流していることも事実でありますので、やはり早急に下水道工事を行う必要があるというふうに考えています。

そこで、この弥富市が出しています「公共下水道のあらまし」の中に、今現在、鎌島地区で行われています日光川下流1号幹線の関係で、今私が言いました佐古木地区は、この地図上の計画図によりますと日光川河川7号幹線ということになっておりますけど、この7号幹の工事は平成何年から始まり平成何年までに完成するのか、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 今、日光川流域下水道の支線のお話がありましたけれども、現在は弥富市を含めまして3市5町村が幹線水路の整備等を進めていただいております。また、それに沿いまして、幹線水路のところから下水を進めさせていただくということでございます。ですので、佐古木の支線がいつになるかという年度につきましては、まだちょっと今のところわかりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 工事がいつになるかわかりませんと言われますと、先ほど私が申し上げた問題がこの地区では何年たっても解決できないという厳しい状況になるわけです。そんなことも地区の皆さんもいろいろ苦慮されまして、今年度、下水道工事の早期着工を願っていろいろと模索をしてみました。ことしの自治会の総会の決議によって、公民館等共有財産、さらには既設の排水機の修理・管理を含み、自治会の総意をもって対策費の積み立てをしてきたところであります。これに関し、一部の住民から異議があり、自治会は下水道対策、排水機の修理・管理について見直しを図りながら今日に至っている状況であります。こういった下水道の早期完成と自治会運営について表裏一体と考えておりますので、市長、これらの関係について一度御指導のほどをお願いしたいと思いますので、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

その前に、山本議員が地区のことに対して非常に熱心に身を乗り出してこの問題に取り組んでいただいているということに対して、感謝申し上げたいというふうに思っております。

先ほど来、副市長が答弁しておりますように、市街化区域の問題と調整区域の問題については今後話し合いをさせていただきたいという形でございますので、今後の検討材料にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） ぜひ地区の発展のために、これらの下水道関係について市からのお力添えをいただきたいと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

次に2点目、盆踊り大会の市長のあいさつ時間について少しお伺いいたします。

ことしも、各地区の学区、コミュニティの役員の皆さん、並びに各種団体役員・会員の皆さんの御協力によりまして、盛大に各小学校区盆踊り大会が開催されました。当日は天候不良であったため、若干予定どおりの行事が進まず、市長の到着及びあいさつがおくれ、それに引き続き抽せん会なども私の地区では遅くなりまして、始まる時間が7時からおおむね9時、2時間ぐらいを予定して毎年この盆踊り大会は開催されていると理解をいたしております。

盆踊り大会は、青少年健全育成行事の一環として、それぞれ各地区で実施されています。夜遅く帰宅させるのもいかなものかなあと私は思っています。仮に子供同士、グループで参加したとしても、最後には自分一人でうちへ帰るという状況も発生することも想定しながら、やはり盆踊りというのは夜の行事でありますので、終了予定時間の9時ごろにはすべてが終わった方がいいんじゃないかなあというふうに私は思っています。そういったことを少しでも考慮するならば、市長、副市長の2人がおりますので、これからこういった夜の行事に対して、時間も制限されている中で1人で6カ所、7カ所を回るのは僕は大変苦痛だというふうに思っていますし、市長もせっかく盆踊りに参加して、踊ることもなく、あいさつだけですと帰るわけにはいかないだろうと。当然1曲、2曲は踊り、なおかつ市民の皆さんとの対話もやってくるだろうと。そうすると、やはり予定時間どおり事は進まないという気が私はいたしますので、これからこういった行事に対して、市長・副市長が分かれて2人があいさつすれば、回る箇所も少なくて済むし、それで事はうまく進むんじゃないかというふうに考えていますけど、お答えをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

この盆踊り大会というのは、市を挙げて、それぞれのコミュニティ、学区の中で開催をさせていただいておる夏の一大イベントでございます。大変、市民・住民の皆さんも楽しみにしてみえるということでございます。

ことしの場合は、山本議員も御承知かと思っておりますけど、少し夕方から天候が怪しくなりまして、特に南の方におきましては雷が発生しているという状況がございました。そういった

中で、桜学区から私、副市長ともスタートをさせていただき、弥生学区、そして大藤、栄南という形で回る予定をしておりましたけれども、大藤、栄南の方で雷の音が激しくなりまして、少しスケジュールどおりにはいかなかったという状況でございます。また、十四山地区におきましてもそういうような状況で、室内の中で皆さんがこのイベントに対してやられるという形で、会場の変更というようなこともございまして、スケジュールが思うようにいかなかったということでございます。私も白鳥学区には8時50分に到着をする予定で準備を進めながら行動しておったわけでございますが、そのような形で大変おくれたことに対して御迷惑をかけたということでございます。しかしながら、私どもといたしましては、この盆踊り大会は、先ほども言いましたように、各区長さんを中心といたしまして、それぞれ学区の役員さんが非常に熱心に御準備をいただき、御尽力をいただいております。こういう人たちに対して、私どもとしては敬意を表するとともに、労をねぎらわなきゃいかん。それと同時に、私といたしましても、市民と、ほんのわずかないっときではございますけれども、一緒になってこのイベントを盛り上げさせていただきたいということもございまして、今後におきましても、今までどおり6会場を市長・副市長で巡回する予定でございますので、御理解を賜りたいと。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今市長の方から従来どおりのやり方というお話でありますけど、今は開始時間が、先ほども申しましたけど7時ということであります。時間を少し早めて、例えば6時、6時30分ころからやれば、市長の到着時間も今までどおりでやろうと思ったら、それぐらいのことは可能かなあというふうに思っていますので、開始時間を早めるとか、一度検討する必要があるんじゃないかと。ああいう暗い夜道、街路灯のないところもあるうかと思えます。そういうところを子供一人で帰していいのか。今日、子供に対する性犯罪等々の事件もたくさん昼間でも起こっている状況の中で、じゃあ夜それでいいのかといたら、なかなかそうはいかないような気が私はいたしますので、一度考慮していただきたいということをお願いし、私の発言を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に水野博議員、お願いします。

22番（水野 博君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

私は、市内における公共施設及び遊具の安全対策についてということで質問させていただきます。

皆様方、新聞・テレビ・ラジオでよく報道されて聞いておると思っています。例えばプールの排水から1人子供が亡くなっちゃったとか、そしてブランコの足が倒れたとか、いろいろ事故がありますね。これは安全管理、点検不足のためだと私は思っております。市内にも多くの建物、遊具があります。この施設は、過去の町長さん、議員の方々、また役員の方、そし

て住民の方の一生懸命の努力によりましてできた大事な建物であります。これを大事に使うようにしたらどうだろう。このように点検不足のためということでは本当にだめだと私は思っております。

この6月の初めにこういうことがありました。弥生小学校の体育館の中で、私ちょっとスポーツをやっておる関係で、弥生小学校で夜8時ごろから皆様方20人ほどで練習をしておりました。15分ばかりしたら電気がすぽんと全部消えてしまいました、体育館の中の。皆様方は、真っ暗になって身動きもできません。その中で、会員の中に1人、電力に詳しい人が見えて、免許を持った方でございました。ちょっと見てくるわとって、そのうちにもう1人の方は職員室に行って先生を呼び出して、こういう結果になったということで報告に来た。先生は5人ほど見えまして、そしてどこがどうのこうの、わかりませんということでございまして、電気に詳しい方が見てみましょうとって配電盤のふたをあけてみたら、上から本線が入っております。そしてボルトで締めてあるんですが、この線がぐらぐらに動いておったと。接点が悪いから火花がパチパチと飛びますね。その結果、パチンと最後に飛んでしまったということです。火花がパチパチ飛ぶということは火災のもとになります。しかも、その配電盤の中には綿ぼこりがたまっていたという結果でございます。これ、一つ間違えたら大惨事になるところでございます。そして、電力に詳しい方が、これは締めなきゃいかんと。締めるには道具が要ります。その方は専門の道具を家まで取りに行って、そしてきちっと締めてもらいました。でも、水銀灯という電気は約1時間ほどつかないんです。当然私たちは9時半まで練習をすることになっておりましたが、全然練習することはできませんでした。皆様方は、せっかく使用料を払ってあるのにどうということだと。学校側から役所に伝えてくださいと言っておりました。先ほどもちょっと確認してみたら、役所は聞いておりませんという結果でございまして。これは大変な惨事になることとございます。役所の点検はどのようにしているかお伺いしたいと思います、市内には小・中学校、いろんな建物があります。このことに関して点検はどうなっておるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 水野議員の質問にお答えさせていただきます。

当市の公共施設の安全管理につきましては、専門的・技術的な管理・点検につきましては、専門業者に委託をしております。日常の点検につきましては、例えば学校であれば校務主任さんが主となり、また保育所であれば所長、主任保育士、社会教育施設は社会教育課、市役所庁舎は管財課が主となり、器具等のふぐあいがいないか注意をし、安心で安全な施設であるよう心がけております。

議長（宇佐美 肇君） 水野議員。

22番（水野 博君） 今答えていただきましたが、皆様方わかっておるように、役所、

小・中学校、保育所、コミュニティセンター、児童館、社教センター、福祉センター、いろいろあります。この役所、小学校、中学校、いろいろなものの点検は、何ヵ月にとか何年とかいろいろあるはずですが、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 専門業者に委託した点検につきましては、各施設ごとに項目も違いますし、また私につきましては市役所の管理ということでお答えさせていただきますが、市役所の点検につきましては、エレベーター、非常通報装置、自動ドア、冷暖房機、消防設備、自家用電気工作物、このようなものが主な保守点検でございます。

議長（宇佐美 肇君） 水野議員。

22番（水野 博君） 先ほど言いましたように、弥生小学校に綿ぼこりがたまっていたということは、あれは危ないから、ふだん人がさわるものじゃありませんので密閉されております。その中にほこりがたまっているということは、想像しても何十年と点検しておらんなどということになると思います。1年や2年じゃない。ほこりがたまっておる。また、ボルトが締めてあるのが緩むということ。初めは、かんかんに締めてあるはずですが。体育館は振動とかいろいろあります、スポーツをやりますから。そのねじが緩んでおる、またほこりがたまっておるといことは、点検していないということじゃありませんか。そのところをちょっと答弁願います。

議長（宇佐美 肇君） 教育次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 水野議員の弥生小学校の体育館の件につきましては、学校の方でも電気設備関係と消防設備の点検等については、全小・中学校、年2回点検しております。それから、自家用電気工作物の保安業務の委託につきましては、小・中学校、毎月1回点検はしております。ただ、その中の配電盤等については恐らく自家用電気工作物の方になると思いますが、その辺で一度、今後十分業者とも話をして、そういうことのないように注意していきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 水野議員。

22番（水野 博君） 弥生小学校のときには私も見たんですが、ほこりがたまっているところが少し黒く焦げておったんですね。ほこりがたまって火花で黒焦げになったということは、いかにも先ほど言いましたように、10年や20年掃除していないんじゃないか。締めるのも点検していないんじゃないかな、緩んでいるということは、先ほど答弁で月に小・中学校はやっておると言ったが、見ただけじゃないのかと私は思います。大事なことです、接点が緩んでおるといことは、それによって大火になったらえらいことです。小・中学校は大勢の方が入るところなんです。もし大火になったらえらいことなんです。その辺のところをよろしく願いたいしまして、私の言葉とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 次に、高橋清春議員。

23番（高橋清春君） ただいま議長から指名していただきまして、通告に従って質問いたします。

私は、弥富市スポーツ少年団育成について、市長並びに担当課長にお聞きいたします。

現在、加入団員・団体は8クラブ約218名、毎週土・日・祭日、体育館並びにグラウンドで監督・コーチの厳しい指導のもとで、選手一人一人が夢と希望と感動を持って毎日頑張っております。

ここで、簡単に言えば2問ほどでございますが、一つだけ余分なことをしゃべらせていただきます。

現在、スポーツ少年団指導員の中で、クラブの監督さんでございますが、小学校4年生で野球部に入部され、それから中学校に入られ、またここでも野球をやられて、高校に入学されました。そして、硬式野球ということで、皆さん御存じのとおり、金城監督の指導のもとで野球をやり、その後卒業され、社会人となって、その後結婚もされ、男の子供さんが生まれて、その子が4年生になって少年野球に入り、またこの初めの4年生のときの生徒は今父親として、監督として一生懸命頑張っておられますことを、ちょっと一言皆さんに御報告いたします。

そこで本文に入りますが、現在、弥富市体育協会から活動費が支給されておるが、この増額をお願いしたい。また、この補助金に対して、市の方から各種スポーツクラブに補助金は出ないかということをお願いいたします。

二つ目ですが、グラウンド整備するときのトンボです。トンボというと、グラウンドの整備に使うものなんです、その購入をしていただきたいということで、木や鉄のトンボでやっておると、バウンドするたびに子供たちが大変苦慮して整備しております。ビニールのはけ等について、何千本買うでなしに、各グラウンドぐらいにはありますが、もうはげがぼろぼろになったりなんかしておりますもので、一度、担当者の方で結構ですが、グラウンドのあれを見ていただいて購入していただきたいと思います。地区によっては、学校で野球、並びにほかのスポーツをやりたいといっても、そういうトンボだとか整備するものがないから苦慮しておるということで、学区によって今いろんなスポーツがあれしておりますが、グラウンドを使うのはやはり野球、サッカーが一番多いと思いますので、ぜひそのトンボを購入していただきたいと思いますが、初めについては市長の方から御答弁いただきまして、あとは担当部課長をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員の御質問にお答えを申し上げます。

各少年スポーツクラブに対して補助金の増額をということでございますが、青少年の育成、

あるいはスポーツの振興ということに對しましては私どもの共通の願いであろうというふうに思っておりますし、また私ども市といたしましては、大変これからも大事にしていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。補助金等の増額につきましては、今後検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目のブラシつきのトンボの購入の件でございますが、今後こういったグラウンドのトンボというものについては購入をさせていただきますので、その本数等をまた具体的に申し出ていただきたいと思いますと思っています。よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

23番（高橋清春君） まだ時間がありますので5分ほどしゃべらせていただきます。

今現在、活動費を各スポーツクラブにいただいておりますが、これはなあとはいいますが、一応もうはっきりといただいているお金も言っておきます。今現在、8クラブにいただいております。これは、私も判を持ってもらいに行きましたが、19年はまだいただいております。18年のあれで、12月に判を持っていただけてきました。本当に父兄の方、私もびっくりしました。こんなに大金をもらっていいのかというぐらい、1人当たり計算しますと、今、市本部の方に納めているのが200円、県の方に納めているお金が、日本スポーツ少年団の方に300円、県スポーツ少年団の方に200円で計500円。今いただいている活動費は、平均各クラブ7,000円弱です。これを、明細が書いてありますが、人数割、均等割でやっておりますが、差し引きすると、ざっとですが、市に生徒は200円のお金を出しておいて、補助金でもらうのは、割りますと385円、約200円弱しかいただけないんですわ。それで父兄の負担が大変多いんです。

というのは、この間も市長に参加していただきまして、弥富市長杯に四十何チームの多くのチームが来ていただいたんですが、大会参加費が野球の場合ですと約3,000円、これは大会をされたところへ納めさせていただくんですわ。それからボールが2個。これは古いとだめです、新しいボールを2個提供しなくちゃ。これは、勝てば毎試合提供しますもんで、父兄の皆さんの負担が大変大きいもんですから、今市長から前向きなのをちょっといただいたんですが、やはり早く少し補助金の方も市の方から出ればと思いますが、再度市長にお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中でも今後の検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。私も自分自身の子供のころを思い出すわけでございますが、グローブにしても、ボール一つにいたしましても、本当に使い古して、大事に使ったものだなあとということを思うわけでございます。そういったことも御指導いただければというふうに思いますので、よろしくお願

い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

23番（高橋清春君） ともあれ市長も若くてスポーツマンであるということで、今まで2回ほど御答弁いただきましたが、理解をいただけたなあとは思っておりますが、より高価な補助金をいただくようにぜひお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） ここで1時20分まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時56分 休憩

午後1時20分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

昼からの最初に、佐藤博議員お願いします。

1番（佐藤 博君） 通告に従いまして、2点にわたって質問をいたします。

市政の基本にかかわるような、また市民との信頼関係にかかわるような問題についてよくわかるように質問をいたしますので、的確な答弁をお願いしたいと思います。

最初に、川瀬前市長の資産公開条例訴訟問題の判決についてであります。

去る7月19日に名古屋地方裁判所は判決を言い渡しました。新聞各社は、それぞれの立場で報道をいたしました。これは、昨今国でも問題になっております重要な問題の一つであります。かつて弥富町議会でも質問した経緯もあり、また弁護士費用など市の予算も使用されていると思いますので、既に川瀬市長から服部市長にかわったために、服部市長あてに判決は下されておりますが、副市長初め幹部職員は現在も要職にありながら、この結果については今まで議会に全く報告がありません。聞くところによると、判決後、監査委員会で監査委員さんが「資産公開条例について、弥富市の総務部の解釈は間違っているのではないか」という指摘をされたとも聞いておりますが、議会報告がないのは残念なことで、議会軽視と言わざるを得ん場合もあります。

そこで、服部市長は最初からこの条例を遵守して、既に資産公開はされておりますので、したがって関係はないと思います。川瀬前市長及び当時の幹部関係者は、この判決をどのように受けとめておられるのか、責任をどのように感じておられるか、市民の関心事でもありました問題でありますので、経緯も振り返りながら質問をいたします。特にこの結末を明確にしないと、一部には市長選挙のために訴訟を起こしたと解釈している人もいるやに聞きますので、市政の間違いをただしたいと市民の中で起こされた訴訟問題でありますので、関係者は厳粛に受けとめて、法律や条例の本旨を見誤らないようにするために私は質問をしておきます。

3年前、私が議員になった直後、町民の方から「昨年、川瀬市長は4選したにもかかわらず、資産公開がされていない。ただしてほしい」と要望がありました。私は、1期ごとに資産公開はされているものと思っておりましたが、調査したところ、資産公開されていないので、これはおかしいと考え、政治倫理確立の目的から、資産報告は1期ごとに公開することが条例の本旨ではないかと平成16年3月議会で質問をいたしました。川瀬町長は、「平成7年12月31日から施行されたその条例に基づいて、また規則に基づいて発表してありますので、どうぞひとつお見知りおきをいただきたい。別段、隠してはおりません」との答弁がありました。しかし、退職金も1期ごとに、当選証書も1期ごとに、国会議員はもちろんのこと、知事初め県会議員、隣接市町村長も1期ごとに資産報告はしております。したがって、弥富町長も同時に1期ごとに資産報告をすることが条例の本旨ではないかと再度質問いたしました。当時の大原議長は「これは公職選挙法に当たる」ということで、総務部長（現在の横井開発部長）が第2条の解釈につきまして、「任期の開始日とは、最初の任期の解釈により運用しております。だから、それ以降につきましては、資産報告及び資産の補充報告、所得報告などを行っております」と答弁し、3回までしか質問ができない議会ルールのために、私が「補充報告とは、ふえた分を記入するだけで、資産が減った場合は記載しない。別に疑っているわけではないが、真の資産報告なら、きちっと1期ごとに資産報告をした方が、町長の信頼感にもかかわる問題であるから、弥富町長も他の市町村長と同様にした方がいいのではないかと提言をいたしました。しかし横井部長は、「従来の運用でいきたいと思えます」と私の提言を退けたのであります。議会だよりも川瀬町長の答弁として、「条例及び規則等に基づき、平成8年4月に資産報告をしており、その後も資産補充報告や所得報告を行っています」と掲載されております。その結果、市民の方が、これは間違っていると関係機関に問い合わせたり、熱心に調査をされ、資産の変化があったにもかかわらず報告されていないことを確認されて、訴訟事件となったように聞いております。

そこで、まず第1に、最初にこの判決内容の要点を説明していただきたいと思えます。また、前川瀬町長が個人的な問題でよく依頼されていた弁護士が、被告側の弁護の代理人になっておられますが、この弁護士費用等使用された市の経費はいかほどのものであるか、北岡総務部長に最初にお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 北岡総務部長。

総務部長（北岡 勤君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、判決の内容ということでございますが、御承知のように新聞で報道されたとおりでございます。損害賠償請求については、個人の法的利益の侵害に当たるとは言えないということで請求を棄却されておりますが、再当選の場合は資産等補充報告書を作成すれば条例の趣旨は足りるという解釈運用については、条例の予定するものではなく、再当選をもって

新たな任期が開始したものとして、再当選後の法定期間内に資産等報告書を作成するべきであるというような指摘がなされました。

また、弁護士費用につきましては20万円でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） それでは2点目に、判決結果と私の議会質問に対する答弁との整合性について、当時の横井総務部長はどのように受けとめておられるのか。また、川瀬前市長にはこの判決結果はきちっと伝えてあるのかどうか。伝えてあるとするならば、川瀬前市長はどのようなコメントをされておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 16年3月議会の答弁は、先ほど佐藤議員が言われたとおり、我々の解釈としましては、条例第2条の資産報告の作成は「最初の町長の任期の日から」という解釈で当時としては行っておりました。しかし、判決がことし7月に出たということで、2条の解釈は、「再当選をもって新たな任期が発生したものと、再当選後の法定期間内の資産報告を作成すべきである」と司法の判断がなされましたので、その判断に従うということでございます。

前町長に対しては、結果については伝えてございません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） この問題は、対応については非常に重要な意味があるのであります。一つは、故意にしなかったのか、全く知らなかったからかという問題であります。二つ目は、議会で指摘されたら、県や、あるいは行政関係にたけた町村会の顧問弁護士等に尋ねれば、あるいはまた他の市町村長の状況を調査すれば、すべておのずからわかったはずであります。そうすれば、こうした無駄な労力や無駄な経費は必要なかったように私は思うのであります。

そこで、ただ判決が出たからこうだということではなくて、この背景としていろいろ考えられることはあるわけですが、特に今国会においても、長年なれ合いになっていた政権と官僚が、公務員改革が取り上げられるようになったら次から次へと不祥事やぼろが出てきて、政権が揺れ動いていることは御承知のとおりであります。これも、故意であったか、全く知らなかったかで責任の度合い、取り扱い方が大きく左右する問題であります。市長が交代しようが、議会議員が改選されようが、どんな時代でも、どんな状況でも、市民のために、市のために、正しいことは正しい、間違っていることは間違っているから改めると発言したり、実行すること等が、私ども議会議員の使命だと私は考えております。また、当然幹部職員も同様に、だれが市長であっても、特に法律や条例を公正に遵守し、進言したり、実行する責任がなければならないということは常識であります。法律や条例を正しく遵守していないと、今申し上げたような政権の混乱を招いたり、税金の無駄遣いを招くという

観点から、川瀬前市長の資産公開条例問題は弥富市にとっては大変不名誉なことでありますし、また20万円ということではありますけれども、貴重な公費の乱用であることを私たちは肝に銘じて反省することが重要であると思いますので、私は質問をしているのであります。

今回は、原告も弁護士費用や裁判費用などを負担しています。そして、勇気を持って川瀬前市長の政治姿勢をただした意義は評価すべきであります。原告は、訴訟を起こすためには損害賠償として起こされなければなりません。知る権利を侵害されたとしての個人の損害賠償は棄却されることは当然で、最初から予期されていたものと私は聞いておりますが、問題は、原告が裁判所に求めたもの、すなわち前提となる資産公開について、条例との整合性の問題が明確になったことであります。特に今回の判決でも、「損害賠償は認めないが、選挙や市議会で政治責任を問うしかない」とまでこの判決文中で述べられております。しかも、議会で指摘しても実行しなかったという責任は、極めて重視する必要があります。被告、すなわち川瀬前市長の不法行為責任について、裁判所は重要な厳しい判断を示されたことであります。

今、北岡総務部長の答弁は簡潔でありましたが、余りにも簡潔過ぎるわけであります。私もできるだけ簡潔に申し上げれば、結局、井上裁判官は、「町長の任期は4年ごとで、再当選しても新たな任期が開始したものである」として、再当選後の法定期間内に資産等報告書を作成しようとするのが当然である。被告の主張は、要するに再当選以降の任期は単なる任期の延長程度にしか考えていないということにほかならず、選挙という民主政治の最も重要かつ基本的な手続を経た上で住民から選任を受けたことの意義及びその重要性について自覚が欠けている」と厳しく断罪をしておるのであります。「資産等補充報告書の作成をもって資産等報告書の作成にかえるなどというのは、条例の予定するものではない。被告の主張に対して、本件条例の趣旨及び目的に著しく反すると言ふべきである」と厳しく戒めて結論づけております。しかし、住民個人である原告との関係では、「具体的な権利、ないし法的利益を侵害したとは認められないから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない」として棄却をしております。これは、もう最初から予定をしたことであります。

そこで私が質問・提言したときの状況から判断をして再度質問いたします。

先ほども申し上げましたように、県や町村会の顧問弁護士等に条例の解釈について尋ねたり、調査したかどうかということでもあります。これがきちっとされていないと、この私に対する答弁は、故意か、あるいはわからなかったのか、また1期ごとに資産報告できない理由があったのかどうか、それとも佐藤博の質問だから否定したのか、状況について当時の横井総務部長はどのように判断をしておるのか、再度尋ねたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 我々の解釈が、資産報告等の作成というのは、最初の町長の任期

の日からということで解釈しておりました。これにつきまして弁護士に尋ねたということとはございません。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） ということは、この問題を非常に軽視してとらえておったとしか言いようがないんです。しかも、弁護士代は20万円だということでありますけれども、これは公費の乱用と言われても仕方がない。そういうことであるならば、もっといろいろな問題が出てきたときにでも、常に、例えば他の市町村の状況だとか、あるいは県の指導を得るとか、そういうようなことを今までもやってきておるはずなんです。そして、弥富としての結論を今まで出してきておるはずなんです。何で今回だけはこういうような手順を踏まなかったのか、私は非常に不信を抱いておるのであります。そこまで私が言えば、あとは胸に手を当てれば当然わかることであるから、くどく質問したくはありませんが、戒めのためにつけ加えておきます。最初から、この裁判の判決はおおむね明白であったはずであります。

先日も、安倍改造内閣では就任直後の坂本政務官が、資産公開記載漏れが指摘されてマスコミに騒がれ、辞任したばかりであります。7月19日の判決当日、川瀬前市長は既に退任をされていましてから大事には至らなかったが、一つ間違えば坂本政務官同様に、条例違反に加えて記載漏れが指摘されて、弥富市政に混乱を招く結果が生じていたかもしれません。そういうことを考えたら、やはり心して、いつのときにでも、だれが市長であろうと、きちっとした対応を幹部職員はすることが重要なことであると思いますので、私は心して今後の対応に当たってもらいたいと思っております。

最後に要望として、16年3月の議会だよりに答弁が掲載されておりますので、今回も判決結果を踏まえた正しい条例の本旨を、議会だよりなり、市の広報で掲載をしていただき、市民にわかるようにしていただくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

また、選挙で選ばれる市長や議員等は、お互いに自分の都合がいい解釈をすることもあるかもしれません。しかし、副市長初め幹部職員は、市長によって法律や条例の解釈が変わるようなことがあってはなりません。特に法律や条例を遵守すること、公正に運用すること、自覚と責任を持って毅然と進言する態度を失わないように、市民の信頼と期待にこたえるべく精進し、職務に邁進していただきたいということを要望して、私はこの点については終わります。

続いて、2点目の教育行政の現況について質問をいたします。

3月議会でも再三、小・中学校の効率的・効果的適正配置計画の重要性を私は池田教育長に質問してきましたが、議論がなかなかかみ合いませんので大変残念に思っておりました。その大きな原因は、重要性のとらえ方の違いであります。平成14年に文科省が効率的・効果的学校の経営の指針として示した学級数、学校規模等を参考としながら、教育委員会が中心と

なって弥富市の現状から人口動向をよく調査したり、通学条件を検討したり、長期的計画の中で適正配置計画を示して、弥富市が総合計画を立て、順次具現化していくということが重要であります。

その中で急を要するのが、桜小学校の急増対策として速やかに対応しなければならないと。およそ3年前から質問を通して提言もしてまいりました。きょう、原沢議員から桜小学校のマンモス化対策について質問がありましたが、私は、この問題の解決の方法、あるいは教育委員会としてなすべきこと、あるいは市としてなすべきこと、こういうことをいささか混同しているような感じがしまして、市長の答弁があったり、教育長の答弁があったり、私は基本的には学校の設置等については市長の責任であると思っております。しかし、その運用等については、教育委員会がしっかり取りまとめて、そして市と財政当局にきちっと要望をして、市の計画の中でまとめていくというのが基本だと私は今まで考えてまいりました。そういうようなことが、きょうの質問の中で私はいささか残念であったわけでありまして。私が質問しておりますのは、教育委員会としての部分の質問をしておるんです。当然、学校の設置については市長の責任においてやらなければなりませんけれども、こうした運営上の状況等については、まず教育委員会が責任を持ってまとめていく。そして、市と相談をしていくという基本的な関係がどうも確立していない中で、この問題がきょうも議論をされておりますが、空回りが多いような気がしてならないのであります。

特に私は何回も、この小・中学校の効率的・効果的適正配置計画ということを今まで尋ねてきました。3月議会でも尋ねました。しかし、今回はその中で十四山との合併問題もありましたがために、あわせて対応も重要で、前回、私は鍋田、市江との合併時の対応も参考にしながら、速やかに計画を示すことが重要な問題であると認識をして、教育長の取り組み姿勢、あるいは対応をただしてきたのであります。しかし、池田教育長は、耐震構造の問題があるから、適正配置の前にガラス窓の飛散防止のフィルムを張ったり云々と考えておられるのであります。耐震問題やガラスの飛散防止問題は、市長や関係者、財政当局が必要性を認めて予算が確保できれば順次できることであります。これが、教育委員会で真剣に考えなきゃならんような大きな問題とは私は基本的に考えておりません。そうしたことから、私は教育長としての認識、教育委員会としての使命の問題を問題視しているのであります。3月議会の私の再三の再質の中で、池田教育長は「私自身がどうということは、これは教育委員会全体で考えていくべきものでございますので、いろいろ佐藤議員の御説明は参考にさせていただきます、いろいろ皆さんとお諮りをしてまいります」と答弁されました。さる8月28日の一般質問の進捗状況の報告のときにも、私の質問の進捗状況については漏れておりました。

ここで、改めて教育委員会全体でどのような協議がなされ、今日まで5カ月の間にどのよ

うな方向づけがされているのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

まず、1点目の小・中学校の効率的・効果的適正配置の経過について説明しなさいということでございます。

これは、今議員が申されましたように、桜小学校のマンモス化の解消を含む小・中学校の適正配置についてでございます。

本市としましては、7年前から学校整備検討協議会が開かれ、協議していただきました。しかし、今議員の説明の中にもありましたように、平成14年に東海地震防災対策強化地域というのに本市が指定されました関係から、学校の施設の耐震性がどうかという調査がございました。国の方ではIs値という値を使ったものがあるようですが、それにはるかに達していないのが弥富中学校ということございまして、桜小学校の問題が起こっておるのに増して、やはり中学校の生徒の安全・安心を守るといったようなことが優先されました結果、弥富中学校校舎の建設ということが先になったような次第でございます。学校施設は、子供たちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時には子供たちの安全確保、あるいは事が起きたときには地域住民の皆さんの緊急避難場所としての役割も果たすといったようなことから、弥富中学校の移転改築工事に重点を置き、検討してきた経緯がございます。それが最初の1点目でございます。

それから、2点目の教育長の使命についてどうかということでございますが、これは前にもお答えをしましたんですが、私は改めてこのように考えているということを申し上げます。

「流行」と「不易」という言葉がありますが、最近次々と斬新な教育改革案が各方面から提言され、まさに百花繚乱の感さでございますが、弥富市の現在の子供は、学校・家庭にすばらしい教育力があり、加えて地域の教育力はすばらしいものがあります。学習面・課外活動面では、海部地域で例を見ないほど高い評価を得ております。これは変えてはならないことであります。現在の弥富の教育の柱はいささかもぶれることなく、この教育改革に対して対応していきたいと考えております。このことを踏まえまして、教育長の使命は、目の前にいる弥富市の子供たちに生き生きと生きる力をはぐくむことであり、子供たちの生きる力を磨き、深めることこそ教育の本質であると考えております。これを教育長の使命として、日々思いを新たに教育に取り組んでいるところでございます。現在の学校教育は、従来のような学校を中心とする枠組みでは対応し切れない時代になってきております。地域の中の学校として、保護者や地域住民とともに手を携えて、子供の学びの場をつくり上げる教育システムを再構築することが求められていると考えるわけでありまして。そこで、教育委員みんなで手を携えまして、弥富の子供たちが生き生きと輝く学びの場を学校の内外で創出すること

を願って教育活動に励んでおります。

それから、教育委員会の協議内容についてということでございますが、先ほど議員から御指摘いただきましたような桜小学校のマンモス化の問題等々ございますが、真剣に取り組んでいるわけでございますが、これは議員も御承知のように10項目ほどございまして、教育機関の設置・管理をすることであるとか、あるいは学校の財産管理をすることであるとか、教員の任命や研修を行うことであるとか、あるいは児童・生徒の入学・退学に関する事とか、あるいは学級編成、校務分掌の編成、あるいは教育課程の編成、教材の取り組みに関する事、学校給食に関する事、各種の社会教育に関する事、また各種のスポーツに関する事、文化保護に関する事、教育に関する調査、統計及び報告に関する事、こういったようなものがあるわけでございますが、弥富市の教育行政は愛知県と共同で行われているわけございまして、県と市との役割分担として、県では広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、特別に負担金を要するもの、人材を多く必要とする業務、さらには市単独で処理が難しい事業などを行っています。そういったことで、これらの項目の中で弥富市にかかわる諸問題は随時教育委員会に報告いたしまして、協議いたしておるところでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） 教育委員会で十分審議をしておられるような答弁であります。私が聞き及ぶところによりますと、あまり教育委員会でこんな議論が十分になされているとは感じられない面が多々あるわけでありまして。今、教育長の使命等で言われたのは、一つのマニュアルといいですか、そういうものを拾い上げて読み上げられたような感がするわけでありまして。そこで、弥富市として今何が一番大事な問題なのか。今当面する問題は、議会でも何回でも質問者が重複しておりますが、結局桜小学校がもうマンモス化。実例を申し上げますと、桜小学校では、例えば7月にプールに3回授業の中で入れていただくのに、親の印鑑をみんなとって入るわけなんです。朝の1時間目ぐらいからプールを使用しないと、全校生徒が1ヵ月に3回プールに入れんくらいの状況なんです。これは、そんな今の口でどうのこうのというような問題ではないんです。私は、校長先生初め先生方も大変なことだと思っておるんです。そういう状況は、いかにこの対応がおくれてきたかということでありまして。7年前から協議会ができておるなら、もう今ごろは結論を出して、もう弥富中学校は完成なんです。だから、続いて小学校の適正配置問題をどうするか、今ごろはもう次の手が打たれておってしかるべきだと私は思うわけなんです。それが、7年前から進められておるのか知りませんが、私が3月に質問したときには、これからそういうような検討をするということで、きょう御報告があったように、2回目の協議会がなされたということでありまして。これらは私は本当に残念でならんのです。

そして、もう一つ言うならば、将来的な小・中学校の効率的な配置計画というものも、もうちょっと教育委員会でも真剣に議論がされていてもいいように思うんですが、私が聞くところによると、そうした議論はあまりされていない。当面する桜小学校の問題ぐらいがせいぜいのような感がしてならないのであります。

私が今回感じたことを率直に申し上げますと、教育長がこういう教育委員会等できちっとリーダーシップというか、提案者でありますから、諮って、教育委員会の方々がきちっとその議論を深めていく。そしてまた、協議会等で市民の意見を聞いたりして、市当局もこれに対応していく姿勢というのがなかなか見えてこない。こういうことの一つの要因として心配されることは、教育委員会の中で教育委員の方々と教育長の不協和音というか、認識の相違と申しますか、信頼関係があまりないような気がしてならないのであります。私がこんなことを申し上げるのは失礼なことかもしれませんが、こんな状況の中でこんなことを申し上げるとするのは本当はしたくありません。私も、かつては教育関係者の一人であり、長年教育行政にも携わってきましたから、弥富市の教育環境の向上のためにじっくりとひざを交えて話し合いもしたいと思っておりますけれども、へたに教育長と個人的に話をすると、また恫喝されたといって謝罪を求められたり、辞職勧告のきっかけになるようなことがあってはいけませんので、私は今ここで言わざるを得んという、そういう心境も御理解をいただきたいと思っております。少なくとも私が把握しているところによると、先日の偽証答弁を初め、教育委員会で十分な信頼関係の中でいろいろのことが議論されているかどうか、また法律等を教育長は理解されているかどうか、こういうところまでさかのぼらないと、本当の教育長と教育委員会との信頼関係というものが見えてこないような気がするのであります。

最初に教育長が就任されたときに、私は、教育長は必ずしも弥富に住んでいる人でなくてもいいんです。弥富の教育状況がよくわかっており、弥富の教育振興をリードしていただける方であれば、みんなに信頼されて、教育行政が円滑に推進できるものだということも申し上げました。3年前に、弥富に住んで、弥富のためにと答弁されていましたが、弥富に住んでいない事実が新聞に書かれたら、何か私は知りませんでしたけれども、先日、住所をすぐに四日市の自宅に変えられたというようなことを聞いております。こんなようなことで、どうも市民の中には、あるいは教育委員会の中には、教育長を本当にしんから信頼をして議論をしていこうという、そういう態度がなかなか見られないように思うのであります。この点は私は非常に残念だと思っておりますので、いま一度そうした私の指摘に対して、教育長みずからが胸に手を当てて、教育委員会の方々、また校長先生初め先生方、あるいは教育関係者等とよく話し合いも進めていただくことが必要かと思っております。

そこで最後に、こうした問題が出てきたときに、先日、私はこういう話を聞いたんです。大変失礼な話かもしれませんが、これは教育長のために、私は教育長も法律を守る大

事な立場であり、教育の中でうそをついたりしてはいかんというのは教育の原点でありますから、そういうことも含めて申し上げておきたいと思います。

教育長は住所を変えられたそうではありますが、住所変更したら自動車の変更の手続も15日以内にするように法律で義務づけられているわけではありますが、そうした移転手続はされているのかどうか。また、昨年新聞等で立派な邸宅が掲載されましたが、これも何か登記が未登記ではないかというようなことも言われております。こういうようなことが言われるということは非常に残念なことでありますので、その点、教育長にやはり確認をしていただいて、そしてだれからも今のそういうような悪評の立たないようにしていただくということが大事だと思っておりますが、先日のうその証言で私はすべてがわかったような気がするんですけども、再度教育長のそうした考え方、姿勢を承って私は質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） いろいろ御忠告、御質問ありがとうございました。

決してそのような不協和音が立ったり、いろいろな事実はございません。一生懸命に教育行政に邁進しておりますので、よろしく御理解のほど、お願いします。

〔1番 佐藤博君「法律の遵守についてはどうでしょうか」の声あり〕

私事でございますので、一々答弁する必要はございません。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） この点は非常に大事な問題なんですよ。お互いに公職にある者は、そうした身辺をきちっとすることも非常に大事なことだと思うんです。そういうことが指摘されるようなことが、やはり教育長が教育委員会で今の不協和音が生ずる原因の一つでもあると私は思っておるんです。これも虚偽の答弁であります。そういうことであるとするなら、私らもそれなりの勧告を求めなければならんということになりますので、再度私事のことについても、これは大事な問題なんです。例えば資産公開にしたって、個人の問題なんですよ。ところが、公人である以上はそういうことが非常に重要な問題なんです。その点の認識に欠けておるところは、私は教育長にあえて答弁を求めます。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

ここで答弁するのがいいのか、あるいはまた別の機会で答弁するのがいいのか、よく考えてみます。私、判断がちょっとつきません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） それじゃあ最後に、私は教育長のこの答弁は、非常に議会という場で

の答弁としては厳しく受けとめなければならないと思っておりますので、今後この答弁をもとに対応を考えていくことを教育長に申し伝えて質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に、立松新治議員。

5番（立松新治君） 通告に従い、3点について質問させていただきます。

まず、服部市長にお伺いいたします。

私は、弥富に住んでよかった、弥富に住みたいと感じてもらえるようなまちになることを願う一人であります。今は、「弥富といえば金魚。うーん、文鳥かなあ」と多くの人は言います。ほかに特徴があると思いますが、もっとアピールしていくことが経済効果が上がると思います。欠点と思うことも経済効果が上がると思います。その欠点を含めて、この地域は海よりマイナス4メートルの場所もあると。そんな低いところで、田んぼを掘ると貝が出てくる。うちの孫がびっくりしておりました。「じいちゃん、貝が出てくるよ、こんなところで」。そんなところに私たちは住んでおります。これは不思議だなあということをおりました。また、空気が濃く、呼吸が楽のような気がします。どうですか、皆さん。また、空には最近オニヤンマが非常に多く見られるようになりました。また、メダカも少しですが、昔の自然が戻ってきたように思います。また、弥富にはほかにも空に飛ぶものがあります。宇宙ゴイも飛びましたね。それから文鳥。それで、最近はやりのボーイング787。飛ぶものが多くあります。また、夢も飛んだらいいなあと思う私です。

私も、Mr.ファーマーズという10人ぐらいのメンバーで、生活改善アドバイザーの方々と地域の活性化になればと、いろんなイベントに参加したり、協賛したりしてまいりました。例えば鍋田の「ビバひまわり」、そして「こめこめフェスタ」、これは海南こどもの国でした。そして、弥富の「春まつり」「健康まつり」そして「JAまつり」と、地域の人々と触れ合いながら、地元で特に生産量の多いトマトを使い、何かをつくりたいなあ。メンバーで声が上がって、間崎の洋菓子店「ルグラン」と協力し合って「みょうなとまと」シリーズができました。また、新聞・テレビ等で何度か紹介されましたが、写真を持ってきました。きょうは大き目の写真を持ってきました。

これが「みょうなとまと」シリーズの最初にできたパウンドケーキです。中にクレソン、シイタケ、そしてトマトと入ったものを今も売っております。また後で注文を受けます。それから、次にレアチーズケーキ。これはトマトのゼリーを上塗って、中のレアチーズにはトマトのピューレが練り込んであります。これは本物に似せた形と、また本物のへたを使い、味もトマトの味を出すことができました。それで、優良ふるさと食品中央コンクール国産農林産品利用部門で農林水産大臣賞をいただきました。また、それから調子に乗ってあめ。これも、赤いトマトピューレを水あめに練り込んでつくったものです。これは「魔女の飴っ子」という商品で売り出しております。そんな中で、米消費者作戦の一つとして、米パンを

イベントの夜に遅くまでみんなで焼いたりして、もっちりして腹もちがよくておいしいねという声を楽しみに、遅くまでみんなでいろんな話をしながら焼いたりして、春まつり等々に出品をさせていただいたことも何度かあります。

そんなときに、服部市長さんは若い人を見ると自分から声をかけられます。そんなことを私も何度か見たことがあります。そんなときに、こんな小さな夢ですが、実現するのにプチドリーム基金とか、そういうのをつくっていただいて、自由な考えを買ってもらい、小さな夢と大きな未来のために一歩前に出ることができるようにすることが活性化の一助となると思いますが、特に若い人の思いを大きく伸ばすことが住みよい弥富の一つだと考えますが、無形のものにも投資されることをお勧めしますが、市長どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 立松議員の優しさと、本当に一つ一つに対する真剣さが伝わってまいります。貴重な御質問をいただきまして、ありがとうございます。私も、そういった形の中で皆さんが御活躍いただいているということに対して大変うれしく思っておりますし、ぜひこれからも継続をしていきたいというふうに思うわけでございます。

大変おこがましい話ではございますが、私も長年、流通業に身を置いておりましたので、宮崎の何とか知事ではございませんが、そういった形の希少性のあるもの、あるいは弥富のトップブランドに育てていきたいというものにつきましては、トップセールスをしていきたいというふうにも思っておりますので、今後もお話を聞かせていただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） 何か中途半端な答弁をしていただきましたが、もう少し前向きに若い人の心を酌んでいただいて、もう一言温かいお言葉をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 別に冷たい答弁をしたつもりは一つもございませんので。

私も、先ほど議員の方からお話ございましたように、4Hクラブの皆さんは、ことしの春からいろいろとおつき合いをさせていただいております。そして、会合があるたびに声をかけていただいておりますし、その辺の皆さんの御活躍に対して私も声援を送らせていただいております。来年のそういったような活動資金という話にすぐなるわけでございますけれども、よく考えさせていただきますよということはいつも言っておるわけでございます。

私自身が考える弥富市の活性化というか、今後の売りということでございますけれども、基本的には施政方針演説等で話をさせていただいておるわけでございますが、5点ほど項目を持ちながら行政の運営に携わっていきたいというふうに思っておりますし、そうすること

が私は弥富市の活性化につながると思っておりますので、項目だけお話をさせていただきます。

一つは、安全で安心なまちづくりをしっかりとやっていくということでございます。あらゆる災害が心配されるこの弥富市でございます。そういった意味における市民の皆様の命、あるいは財産を守るために、そういったことをしっかりとやっていかなきゃいかん。いわゆる防災計画という形につながる安心なまちづくりしていこうというふうに思っております。

2点目は、健康、医療、子育て支援、福祉の充実ということを常に考えながら、皆さん、職員と一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。特に弥富市の売りといましては、この項目の中では、やはり子育て支援の一環といまして、乳幼児等の医療費が中学3年生までは今現在無料にさせていただいております。こういった自治体は県内では三つしかございません。これは、私は大変な弥富の売りではないかというふうに思っているわけでございます。そういった意味で、いろんな住宅産業の方に民生を通じてコマースをしていただいておりますというところでもございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、3点目が都市基盤の整備ということでございます。公園だとか緑地も含めまして、道路、あるいは下水といったような、いわゆる社会資本の整備をしていかなきゃいかんことを中心に考えていきたいと思っております。

4点目が、地域の活力を創出する産業の振興、企業誘致ということについても、継続的な形でしっかりとやっていかなきゃいかん。名古屋港、中部国際空港、円滑な物流基地という位置づけの中で、地理的な優位な条件のあるこの弥富市でございます。そういったことに対して企業誘致を積極的に進めていこうというふうに考えております。そういった中でバランスのとれた開発を進めていくということでございます。

最後が農業問題でございます。弥富市は農業とともに発展してきたというふうに私は思っております。そういった先人の努力によって今の弥富市があるということをしっかりと位置づけしながら、農業振興の地域でございますので、大変農業にとっては厳しい状況ではございますが、皆様と知恵を出しながらその振興に努めてまいりたいということでございます。そういった中では、農業振興地域整備計画というものも見直していかなきゃいかんということでございます。決して奇をてらったような考え方をするわけではなくて、たくさんやらなきゃならないことが山積みでございます。そういったことを一つ一つ基本に忠実に実行していくということが、私は最終的には弥富市の今後の大きな売りにつながってくるというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） まあ、「でしょう」と思いました。

次に、移らせていただきます。中央幹線について少しお伺いをしたいなあ。

さきに高橋議員の方から御質問がありました。完成がいつなのかなあとかいろいろ思いましたが、今市長の方から20年の完成と答弁がありました。間違いありませんね。そんな中で、その起点になる日の出橋、あるいは名前を公募した、私も集めて10通くらい応募した覚えがあります。そんな中で、中央幹線もひとつ公募で、弥富の幹線である道路を皆さんで大事にするという形でされたらどうかなあと思います。

また、防災意識の中で、弥富中学校がもうすぐ完成されると思いますが、マイナスゼロメートルは実際どこなんだろうと。伊勢湾台風後はちょこちょこありましたが、今はあまり見受けないように思いますが、本当にあの弥富中学校の建っているところはどの辺が海なんだろうと皆さん思います。そんな中で、ひとつ海拔ゼロメートルという線を学校に大きく表示されたらどうかと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 土木課長。

土木課長（三輪眞士君） お答えをさせていただきます。

御質問の市道中央幹線につきまして、平成20年度の工事完了につきましては、日の出橋から寛延工区までの延長約2.8キロの区間のみで、あとにつきましては、市長が申しましたように、鍋田地区の国道23号線以南につきましては、県道整備を回りながら整合をとって、本年度より事業着手を、用地買収でございますがいたしますという答弁であったと思いますので、申し上げておきます。

それと、中央幹線等の名称等につきまして、立松議員さんから今貴重な意見をいただきましたので、弥富市をアピールしていくためにも研究をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） すみません、少し勘違いをしていたようです。

それで、中央幹線を弥富中学校の生徒さんが通学路に使うと。本当に中学校完成と同時にできるんじゃないかという人も多々ありました。そんな中で同時に完成できるといいなあと、20年ならいいなあと思っていたわけなんで、そういうことですのでお許してください。

それから、今課長さんの方から中央幹線について少し考えていくという中で、私は「金魚街道」がどうだろうと思います。例えば金魚の看板を、リュウキンをかけて狐地だぞと。次はデメキン、境だぞと。そんなような形でやったり、あとはキンギョソウが弥富の花です。これ、何かお袋さん、かぶってもいいとかいうものだそうですけど、土を入れて花を植える。もちもいいし、10年ぐらい使えるというような商品であります。こんなものを使いながら、学校の教育の一つとして、自分のつくったキンギョソウはどうだろうということで、「M O T T A I N A I 精神」を養いながら学校の教育にもお役立てを下さるといいなあ。地元

こういうおもしろいものがありますので、それも使っていただいたらいいなあと思います。これは要望ということです。

最後にちょっと一つだけ、9月3日にケーブルテレビについて少し説明がありました。本当に私ども末広なんかは田舎の田舎と言われているようなところで、光ケーブルも引っ張れないと、そんなようなところあります。本当に皆さんこれを楽しみに待っておりますので、一日でも早く設置されることを望んでおりますが、もう少し詳しくケーブルテレビの設置計画等を教えていただけるとありがたいと思いますが、よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますけれども、ケーブルテレビ（CATV）の整備事業ということで先回の全協で少しお話をさせていただきました。若干重なることもあるかも知れませんが、ひとつよろしく願いがしたいと思っております。

ケーブルテレビの整備につきましては、以前からこの議会の中でいろいろ議論されておまして、これと同時に同報無線の関係、皆さん方に対する情報の提供ということで、その手段として2色考えられるわけでございますが、以前からも、この二つの事業を早いところ整備してもらいたいということがありまして、当初私どもは、財源的な問題で片方は早くやるけれども、あと片方はちょっと時間が欲しいということで答弁させていただいた経緯はあります。しかし、服部市長になられてから、やはりこういった情報網の整備というのは早くすべきだということでこの方針が出まして、皆様方と今日まで議論させていただく中で、先回の全協で御報告申し上げましたように、平成20年度に整備をさせていただくということで御報告をさせていただいたわけでございます。

今回の業者の選定につきましては、あくまでこの事業というのは事業者が事業を行うわけございまして、私ども市民はそのケーブルを利用させていただくというのが今回の事業の中身でございまして、この整備に対する直接事業主体は弥富市にならないわけでございます。そういうことで、今回、業者の選定につきましては一般公募でさせていただいたんですけれども、2社の方が名乗りを上げられて、それぞれ企画提案書を2社から出していただいて、この弥富市に合う企業はどちらだろうということで、いろいろこの選定委員会をもちまして審査をさせていただいたわけでございます。そういった中で、1社は津島に本部があります、この海部地域を整備しております西尾張CATV株式会社、もう一つは四日市に本部がたしかあるわけでございますが、ずうっとこちらの方へ来ておまして、今木曾岬まで整備を行っております株式会社CTYの2社が、この弥富に対する公募に参加されたわけでございます。この審査の最終的な結果といたしましては、情報の内容、また事業費等も比較いたしまして、結果的に津島に本部があります西尾張CATV株式会社に決定をいたしました。

20年度から整備をということで、この会社と調整をしておったわけでございますけれども、

会社側から、やはり20年度単年度ですべてこの地域を整備するということになると、無理ということではないですけれども、できたら筏川以北の桜、弥生、白鳥学区については、市の方の財政どうこうじゃなく、前倒しで事業をさせていただきたいという申し出がありまして、幹部でいろいろ協議した結果、これを認め、これから整備に入っていくということでございます。これにつきましては、事業者の方といたしましては年度内に何とか整備をして、その前倒しをした地域につきましては少しでも早く利用していただきたいということでございます。私ども行政といたしましては、やはり同じ市民の皆様方の立場からしてみまして、北と南の時期が余りずれても問題がありますので、先ほど申し上げましたように、南の方も平成20年までに整備をしてもらいたいと。これにつきましては、一つ条件がございますけれども、国の支援も必要でございますので、国の支援がまだ未確定的なところがあるわけございまして、強く要望を図っておりますが、その関係で多少のずれ込みもあるかもわかりませんが、私どもとしては、精力的に、差のないように最終的な整備を図りたいと考えております。南の方につきましては、したがって1年おくれという形になるわけでございますので、1年のずれにつきましては市民の皆様方にお許しがちょうだいしたいと、このように考えております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） ありがとうございます。楽しみにしております。

一つだけ、今、市の方の負担が2億5,500万あるというような話がありましたが、中部国際空港がある中で、電波障害、騒音といろいろな問題を踏まえているわけですが、その辺との話を持ちかけていただいたらいかがでしょうかと思っております。ほかにも多くの企業が弥富に進出しています。地元の産業とスクラムを組み合わせながら、より一層活性化を図りながら、住みたい弥富により一層なることを願いながら質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） ここで2時45分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

最初に、伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。

あらかじめ3点ほど通告してございますので、時間の都合もありますし、少し要約しながら質問しますけれども、先ほど市長が新市におけるところの弥富市の特徴について申されま

した。私も、新しい弥富市政が豊かで、雇用や産業が生まれることを望み、さらにそこに住む住民の幸せをという立場から、まず最初に市街化調整区域の規制緩和のまちづくりについて御質問申し上げます。

弥富町都市計画条例が平成8年にできて、さらに18年に延び、合併により新しい新市づくりが平成21年の起点になるこの状況の中で、多くの農家の皆さん、さらには議員の皆様方から調整区域の市街化の声が出ています。私もそれなりに、今弥富市が確かなものになっていく、さらに住民の幸せを願うとするなら、市街化調整区域はこのまんまで本当にどうなのかということなど、私は私なりに手探りで本を読みました。そうしたところ、まちづくりの規制緩和法というのが2001年にできているわけなんです。この2001年にできていることについて市はどんな対応をされるのか、まず最初にお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 都市計画課長。

都市計画課長（伊藤敏之君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、将来的には市街化調整区域内におきましては人口が減少に転じてくると。また、コミュニティの維持や地域の活性化なども求められてくると考えられます。調整区域内の人口減少に歯どめをかける必要があるということを感じております。そのためには、問題点も多々あるかとは思いますが、現在策定作業中でございます都市計画マスタープランに反映をさせまして、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。規制緩和の御指摘の愛知県におきまして条例がまだ策定されてございませんので、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例策定においては愛知県に策定を働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 課長の答弁は、現状そのとおりだとは思っています。しかし、この規制緩和法というのは、県条例があって市条例が生まれて、その市条例をどう生かしていくか。その生かし方は、要望する地域の総意をもって、市から県へという形の中で規制緩和が説かれていく、参考にされるという法案なんですよ。今私がここで市長に申し上げておきたいこと、お願いしたいことは、県条例が愛知の場合はないんです。けれども神田知事は、尾張にも雇用や産業の育成と同時に、農業と地域づくりのバランスを今求める地域だということを、実は私は副議長やらせてもらっているときに神田知事と会ったときにその話をされています。その愛知に県条例がないということは、規制緩和法が生かされないということなんですよ。ですから、少なくとも県条例の策定と同時に、市として平成21年まで待てない状況の私どもの地域環境、農業基盤づくり。農業法が変わり、そしてそれぞれ農業の高齢化などを含んで、さらには後で申し上げますけれども、農業をする周辺の対策などを含んで大変な状況になっていますから、特に私がここで要望としていくことは、この法案は、そこに

住む農家の皆さん方の英知が結集されて、市条例から県条例、そして県の審査会でもって審査がされるという法案でありますから、このことは新しいまちづくりの基本である市民、農民、そういう環境との信頼関係をきちっとしていく道筋を、今県条例がないとするなら、この法案を生かしていく道筋を要望して、まず第1点目を終わります。

第2点目であります。第2点目には、弥富町が十四山と合併をしまして、新市合併事業については、今日までいろんな統廃合だとか、促進、対策などを進められてきました。しかし、そのうちで私は特に今日的に合併問題として、一つの課題として質問したいと思っています。

環境事業の対策として、水質汚泥対策の河川水質調査等は新市においても実施をすることとし、その調査地点、測定項目、頻度等は、現行の調査状況を勘案して、新市において調整すると確認がされていますね。それで、今日まで調査地点、測定項目、頻度はどのようにあるのか、お答えを願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

合併協議会のときに、特に河川水質につきましては、十四山、そして弥富町におきましても、弥富市の河川等の全般の環境を知る上で基準となりますので、旧十四山においては4地点、旧弥富町においては10地点を継続的に測定していたということで、箇所数につきましては、そのまま継続をして調査しております。調査項目におきましては、BOD（生物化学的酸素要求量）あるいはCOD（化学的酸素要求量）、酸性かアルカリかというpH（水素イオン）、こういった生活環境項目について9項目を測定いたしております。また、それ以外のものについては、それぞれ十四山、弥富町、いろんなものを実施しておりますが、必要に応じ実施をしております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 今、9項目を実施しているというお話でありました。これは調整がまた今後されるのかどうかということと同時に、スラグのときに対策はしていませんという話があったんですね。一方では、しておりませんと、スラグのときには。今回、9項目を実施しておると。ちょっと私、納得いかんところがあるんですね。

それはそれとして、歴史的に9項目を実施されて、合併協議事項の中でこの確認がされている。先ほどは、していないという問題が佐藤議員のときにあったようですね。これを私は聞いておったんです。ですから、少し問題点がすりかわってくるような気がするんです。今日は今日まで少なくとも調査は緩和して、新しい調整をしたとするなら、これはきちりと御報告を議会にもしてほしい。私どもも住民から問われたときに、この項目は合併協議会事項であると同時に、実際に議員として、どことどがされているかという説明ができないわけです。議会も、やはり住民との信頼関係が必要なんです。議員一人一人も、職員一人一人も

そうだと思うんです。ですから、こういう問題が整理されたとするなら、きちっと御報告をいただきたいんですが、先ほど申された9項目だけで、今後はどこをどうして調整をするかということがあるなら、お答えを願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

合併協議会で協議されたのは、あくまでも河川の水質についてどうしていくかということで、十四山村においては4地点を長年測定していた、弥富町においては10地点を長年測定していたということで、若干環境項目については十四山と弥富町それぞれ違いますが、合併後はその4地点、10地点をそのまま継続し、調査項目については弥富市が測定をしていた生活環境項目ということで調整をし、測定をしているということでございます。

先ほど議員からスラグ云々というお話がございましたけれども、先ほど言いました以外については必要に応じ実施しております。何も、これは水質だけではございません。例えば道路騒音等についても継続的に、これは旧弥富町だけでございますけれども、実施しているものもございます。また、それ以外にも地域からいろいろ御相談を受けた場合には、必要に応じ実施しておる環境項目もございますので、御理解がいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 今お答えいただいたんだけど、課長、質問だけ答えてください。私は、合併協議の項目について質問しておるんですよ。どう調整をしたかということ。いいですか。ただスラグだとかいろんな関係は、水質検査をしておれば、おのずと予防対策がとれるということ。その視点に立って質問をしているということですから。もうわかりました。ですから、この問題は合併協議会事項の中の一つの質問として質問いたしました。

さらには2点目、農林水産関係では農業振興地域整備計画、地域水田農業のビジョンについて策定をするということがあります。この問題についてどのような考えなのか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 伊藤議員の新市合併事業の中で農振地域の整備計画、それから地域水田農業ビジョンのお尋ねでございますが、まず農業振興地域の整備計画につきましては、現在、弥富市の総合計画及び都市計画マスタープランの策定が実施されております。こうしたことから、これらの計画と整合性を図るという意味合いで、農業振興地域の整備計画の見直しを前倒しして、来年度から整備計画の見直しを図っていきたいということで、今現在、関係機関と調整をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、地域水田農業ビジョンにつきましては、平成16年度から新たな水田農業構造改革対策ということに変わって、その時点で各市町村の協議会においてビジョンが作成さ

れております。平成18年度につきましては、この両町村のビジョンを一本化したということでございますが、このビジョンにつきましては、毎年度、水田農業構造改革対策、特に生産調整等々の取り組み等がございますが、これを検証しつつ、地域水田農業推進協議会において見直すことになっておりますので、毎年その中の項目をチェックしがてら一つずつ見直しをしていくということで現在進めております。御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。  
10番（伊藤正信君） 私の、この合併協議会におけるところの2点の質問につきましては、お互いに市民との信頼関係でありますから、計画がそれぞれ調整ができたところでは御報告をいただくことを重ねて要望しておきます。

さらには3点目、社会資本整備事業について質問をいたします。

社会整備事業というのは、先ほど市長の方から道路問題など、さらには環境問題、生活環境問題を含みながら、教育もそうですけれども、社会資本という立場で、それぞれ施策的な強い決意が述べられました。私が特に社会資本として書きましたのは下水道の関係であります。平成15年に弥富市が流域下水問題として、いろんな形で市民の議論がされました。その結果、やはり下水道導入という形がとられて決定がされました。しかしながら、その状況の中で完成目標は平成27年ということなんですが、先ほど開発部長は、いつどこがどうなるかわからないと、こんなあいまいな御返答でありました。そういう社会資本整備の中で平成15年から始まって、27年の完成目標を一つの柱として建てたとするならば、少なくとも供用開始の公示をいつするのかということについてお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 流域下水道の供用開始につきましては、平成22年度でございます。

〔10番 伊藤正信君「公示」の声あり〕

申しわけございません。公示日につきましては、22年供用開始でございますので、その直前ということでございますので、21年の下旬だと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） それで、21年だと思いますと、供用開始が22年だからという話なんです。私は、この流域下水の問題として、私ども議会も西尾なり、一色町ですか、幡豆なりへ行って見学したわけですね。それで、それぞれその下水道に係る受益負担の割合だとか利用料だとか、そういう部分についても一定の知識を持って議論をしているわけですが、その状況の中で今日、弥富市内で逐次説明と公示が行われています。一番肝心なことは、その他の地域で下水道の望まれるところが、一体いつどのような形で流域下水道が引かれるんだろうかということと同時に、私どもの今の生活環境の中で、受益者負担制度の中で例えば非課税の人だとか、老人のひとり住まいとかいう方々が、一体自分はどのくらい負担をするの

かと。受益者負担という制度は本当にどんな形なのかという心配があるわけです。だとして、今この工事がやられている場所では、一定のそれぞれの試案でもって説明がされている。過日、課長は調整を他町村としてということでございました。しかし私どもからすれば、今公示の開始をやっていないところは、じゃあ利用料金も、例えば地震はともかくとしても、火災にあったときだとか、不幸があったときには納入期間はどうしてくれるんだろうか、例えば減免割合はどうかと、こういうことなんですよね。

ですから、まず市民の申されていることは、公示日がいつで、法的根拠が、下水道法でいきますと3年間のうちにつなぐということなんです。市長は早くつないでほしいということなんです。でも、例えば説明のあったところは、3年でつないでくれと言われることは理解されておるかもしれませんが、しかし、説明のなかった地域の人たちは、どうなっておるんやと。農業集落排水は5年だと。どうなっておるか、こういう話などが右往左往していますから、とりわけ今回私が申し上げたいことは、弥富市も側溝に合併浄化槽の水を流しているわけですね。それで、ある団地で高齢化をしちゃったと。もう側溝の掃除もできんと。早く下水道整備をしてほしいと。補助金がほしいと。こういうことも一つあります。悪臭が出ている。ですから、そういうことなど条件からしますと、先ほども佐古木の話も出ていましたけれども、弥富市の特徴からしましても、社会資本整備ということに対して、市長は先ほど答弁で努力されるということでありまして、私は今説明をされているような弥富市の中の、例えば試案で結構ですから、私ども議員にも配付していただければ、下水道に対する理解度も違う説明も、信頼関係も得られるんじゃないかということ。

さらには、これからやろうとしているところについて、平成15年に起こした事業でありますけれども、もう一度、他のところも説明の充実をしていただくことが信頼関係を得るんじゃないかと思っていますので、それぞれその対応の、これから具体的に御検討を願って、市民へ何らかの方法で再度周知徹底を図っていただくことを要望いたします。

それから最後になりますけれども、私は市政の基本的な考え方についてお伺いをしたいと思うんです。

いろんな形で議会が進捗状況などを確認しますと、「区長さんの意見を聞いて実行していますから」という答弁だけで終わっているわけですね。行政というのは、あくまで行政執行の立案は執行者にある。執行者は、はっきり言って執行権ですけれども、立案の段階では係長、課長補佐。課長が政策立案をしながら、執行権の執行をされるのは市長の役割だと思っています。それで、区長さんも区長補助さんも大変御足労願っていることもわかっています。私も承知をしていますけれども、ここの、いわゆる執行権のあり方でけさほどからいろんな形で聞いていますと、立案と執行、さらにはその原因と結果が少しばらばらなような気がしてならんわけです、答弁などをお伺いしていますと。これは私だけかもしれませんが。

例えば、また申し上げますけれども、巡回バスの関係であります。巡回バスの一番わかりやすいので申し上げますが、この運行は中学校への通学者の利便性と十四山のコミュニティなどを含んで増強された関係であります。お答えになる市長は、福祉だとおっしゃいました。しかし、総合的に今日までの歩み、職員の立場、立案する立場、検討する立場からすれば、当然それは福祉だけじゃないということですね。これは端的な例なので申しわけありませんが、そういうことを考えたときに、揚げ足を取るわけじゃありませんけれど、何々を合わせて、それに合ってくれという市民の信頼関係じゃないんです。やはり一番肝心なことは、市民の要望を、この区長制度のように意見を括り、地区住民へ周知をしていただく区長の立場と、執行し、執行するための立案と、執行についてもう少し深く、歴史的とは言いませんけれども、議会の審議なり、住民の意見・要望などを総合的に立案され、その中で協議をされた結果、執行されることが市民への周知徹底に私はなるんじゃないかと。一つの例を申し上げますけれども、こんなことを申し上げてなんですけれども、そういう立場で今後の行政運営についての考え方をお伺いいたします。市長、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

行政の執行という形の中で、立案、計画をきちっとした審査をして実施なさいと。そういった中で、歴史的な過程のものもあるでしょうし、あるいは市民の基本的な考え方に基づくものもあるでしょう。そういった中で、何が優先か、いつまでにできるか、そしてそういったことをすることによってどういうメリットが生まれるかというようなことも考えながら、これからも皆さんと一緒に行政執行してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） どうも市長からかたい決意を申されました。私も市民への説明の過程では信頼関係を結ぶことをお約束して、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に、小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 3番 小坂井でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

3点ほどございましたが、その中の教育の重要性和住民感情というところの下に3項目設けてありましたが、それは皆様のお手元には行ってないと思いますので読み上げます。学区変更について、2番、第2小学校建設案について、3番、安全な通学路確保ということをつけておきましたが、1番、2番につきましては、きのうは大原議員、また原沢議員も37分間の質問をされまして、答弁の方も的確な答弁がなされたということで、私はこの辺は少し

割愛させていただきます。だけど、一つ二つ確認だけさせてください。

1番目の学区変更について、例えば平島地区を西と東に分割して西部小学校へ行った場合に、中学校は弥富中学に行く。それから、コミュニティはそのまま残すという返答であったと思いますが、確認したいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

ただいまの学区変更についてでございますが、例えば平島地区の方が十四山西部の方へ行かれた場合は、十四山中学校の方へ進学していただくということになります。ということで、平島の子供さんは今のところ、中学校が新しくできておるからそちらの方というようにお考えかもわかりませんが、そうではないように思います。やはり小学校単位で考えますから、もし十四山西部へ行かれた場合は十四山中学校ということで、中学校の方もそれに対応する整備をしていかなければいけないというように考えております。

コミの関係ですが、これは皆さんから貴重な御意見やら御提言やらいただきましたが、やはりいろいろなコミの財産もあつたり、あるいはいろいろな関係がございますので、学校は別々になってもコミはもとのままいていただくということになるかと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） コミュニティというのは学区単位で今編成をされておる、そういう決まりがたしかあると思うんですが、例えば小学校の運動会、中学校の運動会というのを考えたときに、コミの単位で運動会はやるのか、学校単位でやるのか、どちらなのでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 運動会等につきましては、やはり学校単位になると思います。コミといえますのは、例えばお祭りであるとか、そういったようなことになるかと思えます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 運動会は、たしかコミでやっていたと思うんですが。そこらのところをしっかりと、例えば市当局なり、3役なりで話し合って詰めて、そして皆さんに提示をしていただかないと、的確な皆様の御返事もいただけないんじゃないかと。

また、例え話をいたしますが、昔は佐古木地区が、坂中地にございました西部小学校、今は保育園となつておるところに小学校がありまして、そこへ6年間通われた方がたまにうちの方へ見えますと、私は佐古木に住んでいるけど、本当に今でも十四山の人間と思うぐらいのこともありますよ。本当に生まれ育つたところみたいな感じがするそうでございます。そして、人間、生まれたときの人格と性格と、それから幼児期、あるいは小学校6年間育つ

ということは、本当に人間の人格形成にも影響を及ぼすようなところでございますので、何かねじれたような関係はあまりよろしくないのではないかと思います。御質問するんですが、すっきりした形で子供さんを育てていただきたいと思います。

では、3番目の安全な通学路確保ということについてお伺いをいたします。

市役所の前の信号を真っ直ぐ行きますと、小学校の子供さんたちが集団下校をされている。そこへぶつかったときの危なさ、危うさ。対向車が来た場合、例えばすりかわるときにどれくらい気を使って運転するかと。これは、結局は平島地区の人口までも考えていなかったのか、あるいは何の計画もなく進行してしまったのかわかりませんが、何か打つ手があったら、あれも解消してあげていただきたい。そして、新しい中学ができた、また小学校も増設するのか分割するのかわかりませんが、ぜひ学校の通学路というのを、優先的に計画を持って、前倒しで先行投資と思って、ひとつ用地買収なり、計画をしっかりと立てていただいて実施していただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答え申し上げます。

まさにそのとおりでございます。安全な通学路の確保をすることが児童・生徒のためにどれくらい通学云々が助かることだろうというふうに思っております。そういった中につきましても、毎年PTA、学校の皆さん、あるいは交通指導員さんといったような方たちの御意見を伺いながら、今後とも通学路の確保に努めていきたいというふうに思っております。また、市民の皆さんや、あるいは保護者の方々、スクールガードの方々の御協力をいただいて子供たちの安全確保に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解くださいませ。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） それでは、2件目の弥富市の自主財源確保拡大について質問させていただきます。

3月議会では市街化拡大及び新設という質問をさせていただきました。また、6月では佐藤高清議員もそのような質問をしておりましたが、どちらのときも、非常にこれは難しいことですという御答弁でございました。したがって、私どもの方でも市街化をつくりましようと言っても、土地は農地として守れば税金も安いけど、市街化にした場合の税金の高さ、あるいは相続の難しさということで、なかなか私の力の及ばぬところでございます。私も非常に困っておるわけでございますが、そこで、弥富市の企業誘致というのは市長も大変力を入れて実施していただいておりますが、そのほかに、立地による選択において、商業あるいはサービス業、または先端産業というものを、市街化区域ではなくて農業振興区域においても誘致ができるという部分もあるかと思います。市長はそういうものに力を入れるお考

えはありますか、お伺いたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員御指摘の弥富市の自主財源確保という形でございますけれども、自主財源を確保するには、私ども市独自の努力ということと、もう一つは、地方自治というのは、皆さんも御承知のとおり、やはり国の助けをいただいてやっていかなきゃいかんというようなことでございます。昨今では地域格差がますます生じてきているという中で、まず私どもが市長会といったような形において国に要望していることを少し申し上げていきたいというふうに思っております。そうすることが、ある意味では自主財源の確保ということにつながるわけでございます。地方分権や三位一体の改革によりまして、自主財源確保は各自治体の命題となっております。また、私たち地方自治体は、自主財源によって財政面での自立性を強化していくことが不可欠でございます。

そういった中で、1点目が、いわゆる国税・地方税の配分比率を見直していただきたい。現行の3対2から1対1に見直していただきたいということでございます。現行の配分比率を見直していただくこと。

さらには、国の補助金の削減ということが言われております。そういった中で税源移譲はさせていただいておりますけれども、さらなる税源移譲を私どもとしては求めていかなきゃいかんということが2点目でございます。2点目におきましては、国の財政再建が地方分権よりも優先されてしまっているという懸念でございます。

三つ目は、新しい、今までの交付税にかわる地方共有税というようなものを作成していただきたいと。こういうことが国に働きかけている自主財源確保でございます。

また一方、私ども市独自の財源という中では、皆様と一緒に今までも考えてきておるとおりでございます。このような中では、本年6月11日に企業立地促進法というものが施行されましたので、早速それぞれの地域の特性、強みを生かした企業立地促進を通じ、地域産業の活性化を実現するために、愛知県と共同して地域産業活性化協議会というのがつい先日立ち上がりました。そういったような形において、私どもの住んでいるところは愛知県を4分割されているわけでございますけれども、いわゆる西尾張という形で位置づけさせていただいております。そういったところに県とか国という形の中でどういう企業を誘致してくるんだということがこれから論議をされてくるわけでございます。そういったような県の指導とかに基づいて、地域産業の活性化と一緒にやっていきたいということでございます。

企業誘致でございますが、最近ではもう企業庁の用地がなくなってまいりました。御存じのように、8月上旬にはイケアさんという家具屋さんが起工式を終えられまして、いよいよスタートするわけでございます。今後は、臨海工業地帯におきましては名古屋港管理組合との連携強化によって企業誘致を進めていきたいというふうに考えております。今新たに12へ

クターの物流センターのお話もいただいております。あるいは、川崎重工の第2工場といったようなものも計画がこれから進んでくるといふふうにも聞いておりますので、こういったような新しい企業誘致を楽しみにしていきたいと思っております。

また、商業スペースの問題でございますけれども、本年の11月30日に改正都市計画法が施行され、郊外への大規模集客施設、いわゆる1万平米を超える立地の規制強化がさらにされてまいります。市街化調整区域での大規模小売店舗の立地は今まで以上に困難なものになってくるのではないかといふふうにも言われておるわけでございます。それと同時に、いわゆるサービス産業、あるいは小売店というのが、本当にその必要性が今あるのか。というよりも、全体的には生き残りのための再編成というようなことが今強いられているのではないかといふふうに思っております。しかしながら、いずれにしても市街化調整区域内での工業、あるいは商業地の確保につきましては、関係機関との協議を図り、総合計画、あるいは農業振興地域整備計画、都市計画マスタープランという形に位置づけをしっかりとし、地元関係者の皆様の御協力をいただきながら、その地域に誘致を図ってまいりたいと考えておりますので、皆さんの御理解を賜りたいといふふうで、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 非常に聞いておってもわからんような、いろんな方式があるということは伺いましたが、何しろ駅前に工業団地をつくるわけにもいきませんので、商業施設、あるいは大規模というのは確かに規制がかかりまして誘致はできないかもしれませんが、小さい小売店、あるいは専門店を並べたような店ならば、どこかで法の目をくぐるような方法があると確信をいたしております。ひとつどうかその点もお考えいただき、誘致をしていただきたいと思えます。

では、3番目の質問に入ります。

この頭にかきました社会福祉法第1条というのは、6月の議会で私が、市所有のバスを一般の団体にも貸していただいけませんかという質問をしたときに、総務部長が答弁の中で、社会福祉法第1条の規定によりということをおっしゃいました。その中に、またバス管理規程というのがあるといふことも確かに、また「市長が特に認めたとき」というのも申されたんでございますが、6月の議会だよりを見ますと、「市長が特に認めたとき」というのは書いてございませんで、「社会福祉法第1条、またバス管理規程の使用範囲」とございませんで、議員より詳しい有権者もございまして、社会福祉法第1条というのは国の法律ではないかと。お前がそんなことを質問しておったって変わるわけがないと、そういう御指摘を受けましたので、社会福祉法の下にバス管理規程があるのか、また社会福祉法第1条の中にバスの「バ」の字も入っておりませんで、ひとつ私でもわかるように説明をいただきたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきます。

社会福祉法第1条におきましては、ちょっと中身は省略させていただきますが、条文を読みますと、「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする」ということでこの法律の目的を定めております。この法律の目的を達成するために、第2条におきましては社会福祉事業の具体的な事業の内容を定めております。

法律と、今の規程上の関係ということでございますが、弥富市のバス管理規程の第3条第1項第2号では、「社会福祉法第1条の規定により、社会福祉の増進に資するため市内の社会福祉団体が使用するとき」というように定めております。基本的には、社会福祉法第2条に定める事業を実施する団体をバスを利用できる対象にするということでございます。具体的には、この法律の中には国、地方公共団体、社会福祉法人等が経営をいたします第1種社会福祉事業、これが7項目ございます。それと、国、都道府県以外の者が経営をいたします第2種社会福祉事業、これは13項目ほどございます。こういう事業を対象にするということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） これもまたいろいろな規定がありまして、私もそのようなコピーを持ってあります。だけど、なかなかそれも理解できない部分もございますので、あとは「市長が特に認めたとき」と特例があるということでございますので、例えばそれこそ十四山のお話をしますと、これが村長の特例だったかなと。確かに老人クラブだけではなく、普通の団体でも申し込めば気軽に借りられたと。それが村長が認めた部分であったかとは思いますが、確かに弥富の団体も多いですし、一々それにおこたえして審査をしておれば、それこそ市長の仕事にも差し支えるということで、それもできないかと思いますが、私としては思うに、旧十四山が備えていた小さな自治体のよさ、住民と行政の距離が近い、小さな村だから実現できた、打てば響くような、そんな関係を弥富市においても実現をしていただきたいと思い、最後に市長の御答弁をしていただきまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

やはり市というのは、それぞれの決まりの中においてやっていかなきゃいかんというのは大原則でございます。そういった中で、旧十四山村はこうだったから、それを全体的な弥富の方に広げてほしいというようなことであろうかと思うんですけれども、私どもとしては原則的なものは原則的なものとして守っていかなきゃいかんということをご理解賜りたいというふうに思います。今後、私の判断において、こういった団体等においては使用してい

ただこうというようなことも事前にお話をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 通告に従い、2点質問します。

まず、第1点目は各施設のメンテナンスについて伺います。市立の各種施設の中で、今回は特に体育・文化関係の施設のメンテナンスについて伺います。

このような施設の中で、老朽化が進んだり、雨漏りや台風時の危険性、あるいは耐震性のない建物、または駐車場のない施設が見受けられますが、ここで具体的な質問に入る前に、まず市長に確認をしたいと思います。

今回、一般質問した17名中、私を入れて5名の方が、安全、または防災対策について質問しています。そのために市長に伺いますが、私は行政の最重要課題は住民の安全・安心対策と財産を守ることだと思いますが、市長の基本的な考え方をまず御答弁お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。住民の安心・安全ということ、命あるいは財産を守るといったことが第一義的なことでございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

19番（佐藤良行君） それでは、ただいまの市長の答弁を受けて順次御質問しますので、よろしく答弁をお願いします。

まず最初に、総務部長にお聞きします。

スポーツや文化施設のメンテナンス基準というものはありますか。ない場合、現在どのような方法でチェックされているか、お聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

社会教育施設においてはスポーツ・文化施設がありますが、特にメンテナンス基準は設けておりませんが、現場での不備や、または施設の老朽化により危険性のあるものから順次対応していきたいと考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ただいまの答弁ですと、先ほど水野議員が質問しましたように、1年に2回とか、日常活動でやられておるといふ答弁がありましたけれども、きちっとしたことがなされんと同じようなことが続くだろうと思っておりますので、この点は今後の検討課題として要望しておきたいと思っております。

2点目、スポーツや文化施設の建設年月の古い順に、5ないし10施設調査するように願

いしてあるんですが、それらの耐震性は大丈夫か、お聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

社会教育施設においては一度調査をいたしまして、耐震調査を実施しなければならない施設が見つければ、今後、耐震補強工事を実施したいと考えております。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 三つ目として、私が調査したうち、検討が必要と思われる施設が4カ所ありました。これらについて、市側の検討内容を具体的に伺いたいと思います。

まず最初に、市民プールについてであります。市民プールの周りのプラスチック製と思われる南側の窓の変形。これはガラスじゃなく、プラスチック製なので変形しております。また、天井のガラスに使用されておる防水パッキンが変質して、雨漏りがちょいちょいして、その都度直してみえるようですが、この変質対策。さらには、全体の塗装がはがれ、早急に補修が必要と思われませんが、これについて伺います。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

市民プールにつきましては、かなりの工事費が見込まれると思いますので、年次ごとに修繕工事の対応を考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） この市民プールは、今答弁がございましたように、相当の費用がかかるだろうと。特に屋根の上へ上がる作業については高所作業ということで、この種のもの、ある一定の時間が経過しますと、例えば塗装だとかガラスの下のパッキン類は、どうしてもまとめて修理をした方が費用がうんと安くつくだろうと思いますので、ある程度の金額を想定して改修が必要だと思います。そのためには、ちょうどタイミングがいいと思いますけれども、来年の予算を控えて今検討すべき時期にあると思いますが、この辺については教育長の御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

いろいろな計画もございますが、財政上のこと等を財政当局とも相談いたしまして、できるだけやっていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

19番（佐藤良行君） 今の件については、教育長の御答弁でいいかと思っておりますけれども、とにかく早急にやらないと、もう一遍に今度は使えなくなるような事態が起こりかねないので、それも含めて御検討をお願いしたいと思います。

それから調査した2点目、南部コミュニティセンターについてでございますが、グラウンドの防球ネットのクロスワイヤーがさびて、切れております。これは相当の本数、恐らく3分の1は切れておると思います。本件は至急交換しないと、台風等の強風によってネット全体が倒れる危険性があると思いますので、これについての御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 南部コミュニティグラウンドの防球ネットにつきましては、早急に対応して考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 三つ目の件でございますが、水明テニスコートについてお尋ねします。

これは駐車場の新設が必要だと思えます。公共施設のうち水明テニスコートのようにへんぴなところだと、利用者が車で来場するところで駐車場がない唯一の施設ではないかと思えます。ここは最近北側に住宅が完成、または現在建設中であり、通行車両も増加しつつありますので、地元から、ぜひ駐車場を設置して、少しでも安全対策を考えるべきだと言われておりますので、この辺の御見解をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 水明テニスコートの駐車場新設についてでございますが、今現在テニス利用者が多い中、駐車禁止になっていない中で路上駐車に対応してきましたが、今後は関係課等と調整を図りながら、用地の確保に向けて早急に対応を考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ただいまの件は早急によろしくをお願いします。

4点目ですが、熱中症対策について伺います。

ことしの夏は大変に暑く、各地で熱中症にかかる人が続出しました。海部地区ソフトボール大会が開かれた去る7月22日の午前11時ごろ、私たちのチームメートも熱中症にかかりました。幸い、その会場に看護師さんがいたため、応急処置をしていただいて軽症で済みましたが、この原因の一つが、日よけ屋根や木陰がないベンチで直射日光を受けたことにありました。これを受けて、弥富市のソフトボール等の球場をチェックした結果、文化広場や南部コミュニティのグラウンドには日よけ屋根も木陰もありません。熱中症は最悪の場合死に至りますので、来年の夏までにぜひ屋根つきのベンチの設置を平成20年度の予算に盛り込んでいただきたいと思います。教育長の御見解をお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今、佐藤議員がおっしゃったように、人命というのは何物にも変えがたいものでございますので、財政当局と相談の上、また順次進めるようにいたします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） それでは、ただいまの件よろしく申し上げます。

それから大きい四つ目で、その他として、昨年4月の合併により、俗に箱物と言われる施設が多くなって、今後は時間の経過とともに老朽化が進み、維持管理費が増加すると思われませんが、その基本的な考え方について市長にお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

私ども旧十四山地区と弥富町が合併いたしまして、弥富市になっておるわけでございます。2町村という形の中での合併でございますので、そんなに多く箱物があるというふうには思っておりませんが、しかし有効活用していかないと、やはりメンテナンス上、長もちしなくなるわけでございます。そういった中で、今後は早急に、それぞれの施設に応じてまず使うということを前提に考えていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今市長が、答弁の中で箱物はそんなに多くないと言われたんですが、以前、海部津島の合併協議会の資料の中に、各市町村の箱物、それからグラウンドというものはどれくらいあるかという数値が各総務部で調査されて出されておるんですが、墓場も入れまして津島はたしか45だったと思います。弥富は墓場なしで42だったと思います。蟹江が25くらい。それにプラス十四山が入りますと、弥富市は完全に津島市よりいろいろな箱物や施設があるということですから、その辺の認識をしていただいて、将来も、ある一定の年数が来ると全部使えなくなるようなことが来てはだめなので、これは、市民からのそういうことはどうなっておるんだという質問から私が出させてもらった問題ですので、その辺も市長は十分認識されて、弥富市は箱物やそういう施設が多いんだということを頭に入れて御検討をお願いしたいと思います。

それから、この施設のメンテについての最後でございますが、ただいま私が指摘した以外の施設についても、市側がチェックされ、メンテナンス等が必要な施設があれば、具体的に対策を含めて表明され、なければ結構です。とりあえずありましたら、よろしく申し上げます。

〔発言する者なし〕

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

19番（佐藤良行君） それでは、次に2点目の企業との災害協力体制についてお伺いしま

す。

最近は防災対策が徐々に進みつつあり、その一環として、弥富市では地域防災組織の結成、大型給水タンクの設置等が実施されていますが、今回は、さらに市内各企業との災害協力体制について伺います。

各企業との災害協力協定がありますか。あるとすれば、その内容と協力企業数をお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

先ほど企業と言われましたけれども、企業の種別はいろいろございまして、サービス業関係の災害協力協定につきましては、イオンを初めYストア、ヤマナカパディー店、ヨシヅヤ弥富店、弥富駅前ショッピングセンター協同組合の6企業と締結をしまいいりました。内容につきましては、災害時における避難場所の提供や食料品、生活用品、衣料品等の生活物資であります。それから、応急復旧の関係では、弥富市建設業協力会と協定を締結済みであります。現在は、弥富市商工会との契約に向けて協議を進めており、今後も他の企業につきましても前向きに進めてまいりたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今のお答えを聞きますと、各企業との協力体制は弥富は進んでおるなあと、ある程度安心をいたしました。

次に入ります。

二つ目として、企業誘致条例等の中に災害協力項目が入っていますか。入っていないなら、こういう優遇をするときですから、少々無理なこともぜひとも入れるべきだと思いますが、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） お答えします。

企業立地促進条例は産業振興と雇用機会の拡大を目的に制定しておりますので、災害協力項目までの規定は入っておりません。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今、企業立地条例には入っていないと。いろいろ条件があるのでということではありますが、私が先ほど言いましたように、ある程度優遇して来てもらうということもありますけれども、ぜひとも今後、項目が入ってなくても、窓口でこういうのをぜひとも入れていただきたいと。これは要望です。

それから3点目、近隣市町村との災害協力協定はありますか。多少離れておっても、例えば水害を考えれば、三重県のいなべ市等の高台地域も含めてそういうのがあるかどうか、お

聞きをします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

近隣各市町村との災害協力協定につきましては、災害時における応急対策活動に万全を期すため、海部地方消防相互応援協定を締結しております。それからもう一つは、災害時における一般廃棄物の円滑な処理を図るため、生活環境の保全に資するため、県内の市町村及び一部事務組合との間に、一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定を締結しております。また、高台地域との協定は締結しておりませんが、必要性は感じておりますので、今後考えてまいります。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 私も、伊勢湾台風で木曾岬の一番下で水害のひどい目に遭いましたので、この高台についてはぜひとも考えていただきたいと要望しておきます。

最後に、その他で2件ございますが、これは企業との災害協定ではありませんが、重要案件でありますので、ぜひここで聞いておきたいと思います。

まず一つ目は、地域防災組織は現在何地域ありますか。また、学区別に見て、たくさんつくってある学区とつくっていない学区の差があるのかどうか。さらに、当初市側が計画していた、例えば平成18年度末までのこういう組織を幾つということに対して、幾つの組織があって、進捗率は進んでおられるのかおかれておられるのか、この辺の御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 地域防災組織数につきましては、9月10日現在、25地区であります。

各学区に差があるかという御質問ですが、確かに差はございます。住宅密集地等が多いとか、いろんな条件がございますけれども、ちなみに弥生学区は7地区、桜学区5地区、大藤学区3地区、栄南学区1地区、白鳥学区6地区、十四山地区3地区で組織化されております。

それから市側の計画につきましては、組織の単位の差がございまして、もちろん組織率100%を目指すわけでございますけれども、現在も進行形でありまして、世帯ベースで計算しますと56%の組織率となっております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 最後の質問は、最初の災害協力協定はありますかというところで、サービス業といろいろな場所提供だとか、食品だとか、生活用品等の支援を受けるということを答弁いただいておりますので、これで最後の答弁になっておるとお思いますので割愛をさせていただきます。

今までいろいろ御答弁していただいて、私とその都度要望を入れました件、この辺の実現

についてもよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） では、以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後 3 時 59 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 原 沢 久 志

同 議員 三 宮 十五郎